

- 〔凡例〕
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| ■ 本丸 | ■ 二之丸南側 | ■ 二之丸北側 | ■ 二之丸内堀側 |
| ■ 二之丸東側 | ■ 二之丸西側 | ■ 三之丸南側 | |
| ■ 三之丸東側 | ■ 三之丸西側 | ■ 天神山 | ■ 城郭範囲 |
| — 国指定史跡範囲 | — 市指定文化財範囲 | — その他遺構範囲 | |

図 26 史跡指定範囲内を中心とした城郭内の地区割図

3. 史跡の概要及び現状と課題

表 5 改変されている主な遺構・曲輪の位置と改変年代・原因・改変状況

No.	遺構の位置	改変年代	原因	改変状況、備考等
①	城北側切岸	1940年(昭和15年)～1941年(昭和16年)頃	登城道路設置	城北側切岸を切り崩し、天神山の麓から橐木御門までの登城道路が設置されている。また、掘切り水路沿いの切岸が、道路拡張により削られている。
②	二之丸西側上段石垣	1873年(明治6年)頃～1964年(昭和39年)	農地(桑畑等)、宅地として造成	西坂口門から蔵口門までの約300mにわたって石垣が抜き取られている。1873年(明治6年)に城地が民間に払い下げられて以降、農地や宅地として開発された。
③	橐木御門付近	1940年(昭和15年)～1964年(昭和39年)	登城道路設置	城北側の登城道路の設置に伴い、石垣撤去。
④	人質櫓付近	1893年(明治26年)	招魂社(神社)設置	人質櫓と、それに続く多聞櫓の石垣が抜き取られている。招魂社は1940年(昭和15年)草戸へ移転し、備後護国神社となった。
⑤	御台所門	1893年(明治26年)	開口部の封鎖	招魂社設置などにより、御台所門跡の開口部が石垣で封鎖されている。
⑥	本丸御殿	1875年(明治8年)～1877年(明治10年)	公園開設に伴う園池整備	本丸御殿の中庭に、楕円形(23m×14m)の池が設置されている。
⑦	東側多聞櫓	1877年(明治10年)～1884年(明治17年)頃	公園開設に伴う登城道路設置	天守曲輪～鏡櫓間の多聞櫓の石垣が登城道路設置等により抜き取られている。現在、管理事務所部分のみ残存
⑧	本丸東石垣・二之丸東側石垣	1877年(明治10年)～1884年(明治17年)頃	公園開設に伴う登城道路設置	本丸と二之丸の東側石垣が抜き取られ、登城道路が設置されている。
⑨	二之丸東北石垣	1935年(昭和10年)～1937年(昭和12年)	安部家の別荘建設に伴う道路設置	二之丸東北石垣が、幅6mにわたって抜き取られ、道路が設置されている。
⑩	五千石蔵(御蔵曲輪)	1935年(昭和10年)～1937年(昭和12年)	安部家の別荘建設	東西73m、南北74mにわたって安部家の別荘として建設された。現在は福山市福寿会館(登録有形文化財)と名付けて、福山市が所有。
⑪	五千石蔵(御蔵曲輪西)	1918年(大正7年)	テニスコート設置	東西23m、南北74mにわたってテニスコートが設置されていたが、2018年(平成30年)撤去された。
⑫	神辺一番櫓	1873年(明治6年)頃以降	廃城により取り壊し	櫓台の上部が削平され、本来の高さより低くなっている。
⑬	楯形櫓・鎗櫓・鉄砲櫓	1935年(昭和10年)頃	鉄道用地・道路建設	鉄道の開設と道路建設により、楯形櫓・鎗櫓・鉄砲櫓(3棟とも明治初期に撤去)の段が削り取られている。

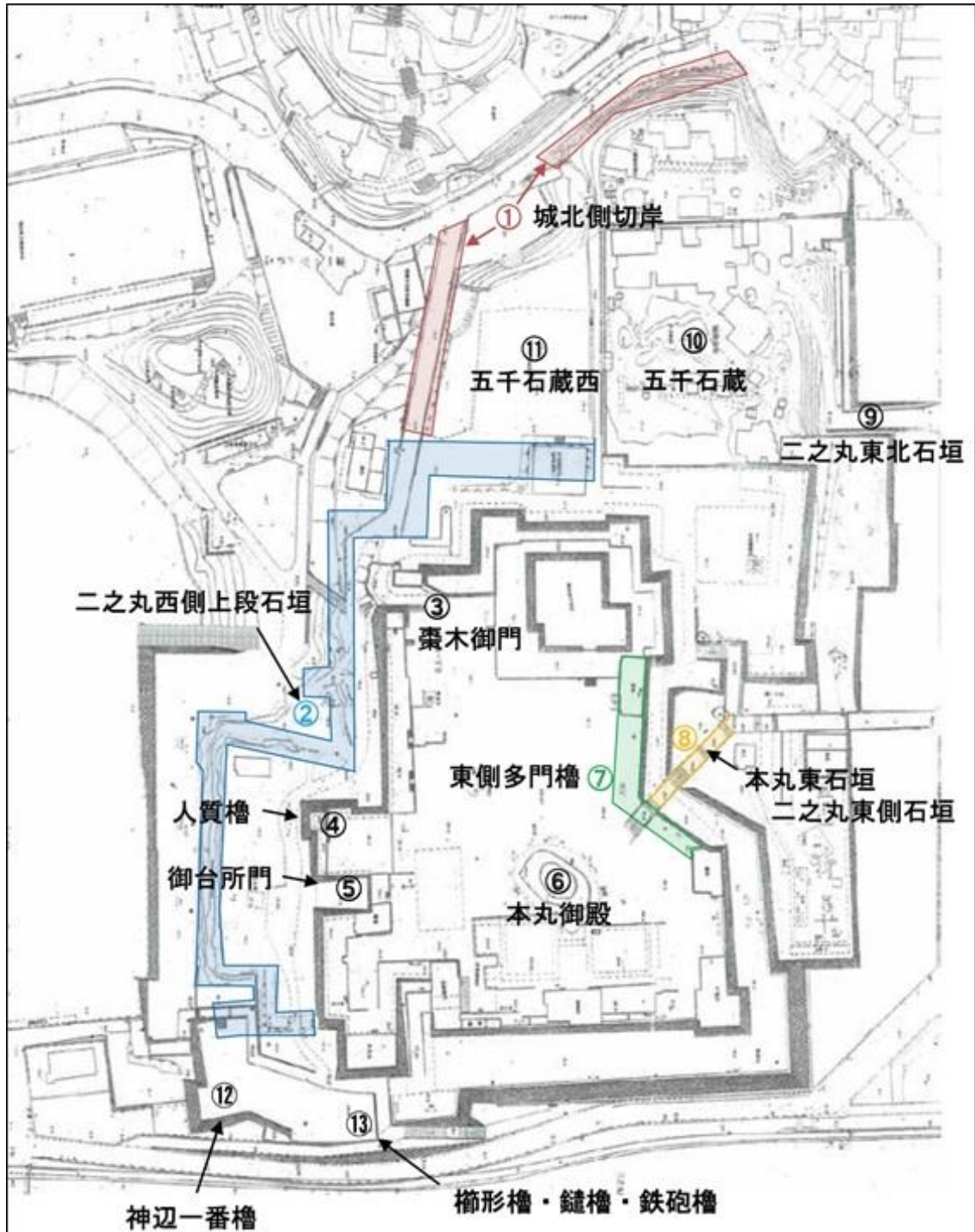


図 27 改変された主な遺構の位置図

② 城郭建造物

福山城は10万石の譜代大名の居城であるにも関わらず、5層6階（5重地下1階）の天守を始め、三重櫓6基、二重櫓16基、平櫓2基、計24基の櫓を持つ巨大な城郭であったが、現存する建造物は櫓2基と城門1箇所のみである。

3. 史跡の概要及び現状と課題

【福山城伏見櫓】

本丸南西隅に位置する三重三階の櫓である。桁行8間、梁間4間半、3層入母屋造、本瓦葺きで、北に入口を持つ。城内でも大規模な櫓で、他城の三重天守に匹敵する。

1954年(昭和29年)の解体修理の際に、二階の梁に「松ノ丸ノ東やく口」の線彫文字が発見され、「松ノ丸」が伏見城に存在した櫓であることから、伏見城から移築した櫓であることが確認された。

櫓の構造は、1階・2階が同じ広さを持つ長細い二階櫓の入母屋の大屋根に、桁行4間、梁間4間の三階を乗せる「望楼型」櫓である。

もう一つの特徴として、伏見櫓は1階と2階の外壁に、天守最上階と同じように長押や柱の型を塗り出しており、全国に現存する櫓の中で最も古式で最高の格式を持つ。藩政時代には戦時に足輕に貸し出す「城付武具」の倉庫として使用されていた。

1933年(昭和8年)、国宝保存法により国宝に指定されていたが、1950年(昭和25年)の文化財保護法の施行により重要文化財に改められた。



図28 福山城跡伏見櫓(国重文)



図29 「松ノ丸ノ東やく口」線刻文字

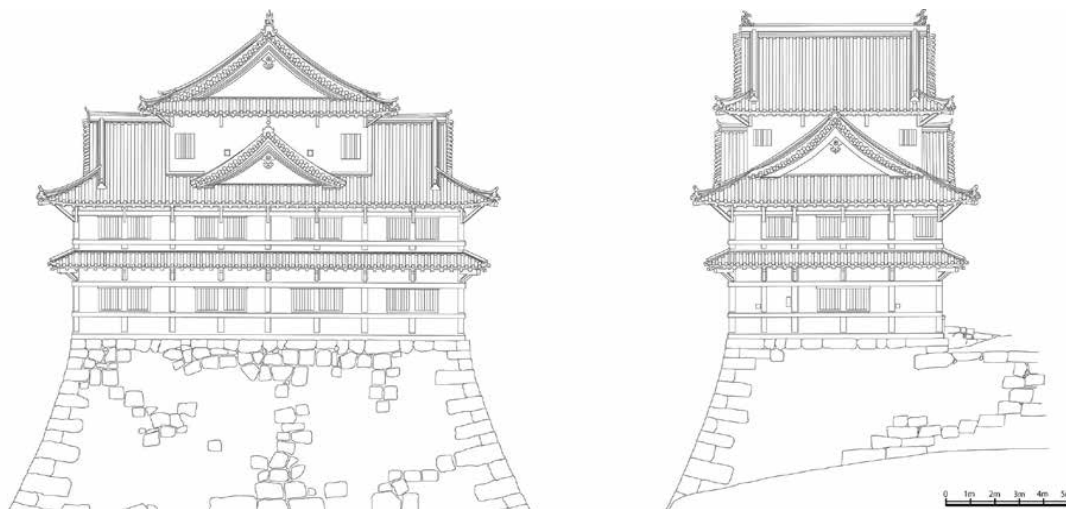


図30 伏見櫓立面図(左:南面, 右:東面)

【福山城筋鉄御門】

本丸に入る正門で、内枳形の櫓門である。名称の由来は、門扉と門柱に長細い鉄板を筋状に打ち付けて補強していることによる。

門の窓には格子がはめられ、戸板は黒塗りとなっている。伏見櫓同様に外壁の長押、柱の型を塗り出している。伏見城の移築門との説があるが解体修理からは立証されていない。

伏見櫓とともに1933年(昭和8年)に国宝に指定されていたが、1950年(昭和25年)の文化財保護法の施行により重要文化財に改められた。



図 31 福山城跡筋鉄御門 (国重文)

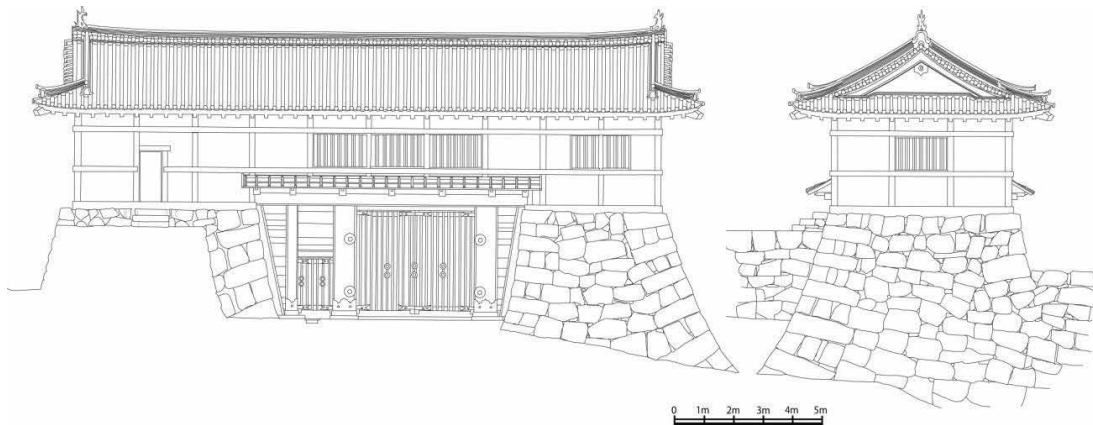


図 32 福山城跡筋鉄御門立面図 (左：正面, 右：南面)

【福山城鐘櫓】

一部現存であり、火打櫓の東奥に存在した櫓。藩政時代は鐘突堂かねつきどうと呼ばれた多聞櫓上の鐘楼であった。また、初期の絵図等には描かれておらず、当初から本丸にあったかは定かではない。建物は内部、外部ともに改変がなされており、当時の構造も正確には伝えられていない。1979年(昭和54年)、市重要文化財に指定された。



図 33 福山城跡鐘櫓 (市重文)

3. 史跡の概要及び現状と課題

③ 復元復興整備

明治維新後、福山城は廃藩置県により廃城となったが、1875年(明治8年)福山城公園として整備・公開された。廃城後に建物の多くが売却・解体されたものの、天守・伏見御殿・御湯殿など本丸の建物がいくつか残され保存された。1897年(明治30年)に天守、伏見櫓、筋鉄御門、御湯殿の修理が行われている。

しかし、1945年(昭和20年)の戦災により、伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓以外の建物は、全て焼失した。戦後、城跡公園の整備が行われ、1966年(昭和41年)に福山市市制施行50周年記念事業として、天守が鉄骨鉄筋コンクリート造、月見櫓が鉄筋コンクリート造で復興され、御湯殿が木造で復元された。

福山城を象徴する建造物である天守は福山城博物館として、月見櫓と御湯殿は貸館として活用されている。また、鏡櫓と多聞櫓の一部及び土塀が鉄筋コンクリート造で復興され、鏡櫓は福山城博物館附属の文書館として、多聞櫓は事務所として活用されている。なお、2018年(平成30年)8月28日には、天守が県内初の「景観重要建造物」に指定された。

1984年(昭和59年)には旧棗木御門北櫓台の石垣が崩落し、積み替えが行われている。



図 34 福山城跡復興天守



図 35 福山城跡復興月見櫓



図 36 福山城跡復元御湯殿



図 37 福山城跡復興鏡櫓

3-2-2 史跡の本質的価値

福山城の史跡指定理由では、「山陽道^{ひく}を扼し、西国の鎮衛として重んぜられたところであった。江戸時代における大名の布置を見る上に重要であり、かつ主要部はよく旧態をとどめ城郭史上価値ある遺跡である。」と総括されている。指定後、50 数年を経て、指定以降に明らかになったことも含め、福山城の特徴を改めてまとめる。

(1) 日本城郭の最高到達点に位置する巨大な城

福山城は、備後国（広島県東半部）のうちの東南部と備中国の一部を合わせた 10 万石の領地を治める城であったが、その城郭構成は五重天守と 6 棟の三重櫓、16 棟の二重櫓があり、本丸のほぼ全周と二之丸の一部を取り巻く多聞櫓は、総延長が 291 間（約 570m）余りにも及び、全国有数の城郭（大阪城・名古屋城・江戸城などの幕府系の大城郭や熊本城・姫路城に次ぐもの）であった。

このような大規模な城であった理由は、備後国の西には 42 万 6 千石の浅野氏の居城する広島城があり、東には 31 万 5 千石の池田氏の居城する岡山城が位置していた中で、関ヶ原合戦以降、西国に置かれた初めての譜代大名であった水野勝成には西国の有力外様大名のまっただ中に派遣された幕府の監察官という使命があった。このため、山陽地方の有力外様大名が築いた大城郭に引けをとらない威厳を示す必要があったためである。

しかし、城の背面である北側は、堀は全くなく、石垣も低くて二段しかなかった。本丸北寄りに建てられた天守の背後は、城外の丘陵が間近に迫り、背面側の防備は南正面とは対照的に全くの無防備であった。そうした点からすれば、福山城は実際に戦うために築かれた城ではなく、幕府の権威を外様大名に見せつけ、反乱の抑止を目的とする城だったといえる。限られた築城経費で最大限の抑止効果を発揮できるように、外様大名が目にする正面側に石垣・堀・城郭建築を集中させたのである。元和の泰平の世の永続が築城目的だったとみれば、費用対効果の観点からしても日本城郭の最高到達点に位置する城と評価される。

(2) 山を造成した三段の総石垣

福山城は幕府から助成を受け、大々的に普請が行われた。山を完全に造成して三段の石垣で（現状では最下段は埋没）、あたかも人工的な山として築き直し、そこを雛壇状に本丸・二之丸として数多くの櫓や城門を建て並べた。三段の石垣で構成される平山城は、江戸時代の軍学では「^ひ一^ふ二^み三段」と呼ばれ、最も望ましい城の形態とされていた。一二三段の石垣とおびただしい数の櫓や城門を建て並べた往時の威容は、日本三大平山城（姫路城、松山城、津山城）に比肩しうるものと考えられる。

明治以降に埋め立てられて現存しないが、城の正面側（東・南・西面）には、内堀と外堀という二重の水堀を巡らせていた。内堀と外堀の間が三之丸である。

通常、外様の大城郭でも三之丸は石垣で作らず、土居（土塁）のままにしておかれるが、福山城では三之丸も石垣で築かれており、その大きさには驚かされる。

3. 史跡の概要及び現状と課題

(3) 伏見櫓等の現存建物遺構の希少性・貴重性

福山城には天守、御殿を始めとして数多くの建物が密集して建てられていたが、藩主の交代や明治維新後の城郭建造物の払い下げ、太平洋戦争の戦災などによってその多くは失われた。しかし、災禍をくぐり抜けてきた伏見櫓と筋鉄御門は国の重要文化財に、鐘櫓は市の重要文化財に指定され、現存する石垣とともに往時を十分にしのぶことができる。本丸の南西隅に現存する伏見櫓は、福山城築城に際して水野勝成が幕府から拝領した伏見城の建物の一つである。

伏見城は豊臣秀吉の命令で築かれ、関ヶ原の戦いの直前に西軍に攻められて落城焼失し、徳川家康の命令で再建された巨大城郭であった。いわば国政を執り行った城であった。伏見城の廃城にともなって、二条城・大阪城・江戸城などへ建物が移築（櫓は伏見櫓と呼ばれた）されたが、福山城へ移築された建物は、二条城へ移築された天守に次ぐ格式のもので、福山城を幕府が重要視していたことが分かる。

その二階の梁に「松ノ丸ノ東やく□（松ノ丸の東櫓）」という刻銘があり、伏見城松ノ丸から移築されたことが明確である。全国に伏見城の遺構と伝えられる建物が多数所在しているが、確実なものはこの伏見櫓だけである。

伏見櫓は三重三階の大型の櫓で、他城の三重天守に匹敵する規模がある。細長い平面の一階と二階を同大に作り、入母屋造の屋根を架け、その上に屋根の向きを変えて三階を載せた古い形式である。一階と二階の外壁は、天守最上階と同じように柱の形を見せており、全国に現存する櫓の中で最高格式である。徳川家康によって再建されたものとしても現存最古の櫓だが、関ヶ原の戦い以前のもので残っていたとすれば、現存唯一の秀吉の櫓になる。いずれにしても全国に現存する櫓で最も価値が高いものである。

3-2-3 史跡の本質的な価値を補完・拡充する価値

(1) 空襲の痕跡を残す戦争遺跡としての価値

史跡福山城跡には、太平洋戦争中の「福山空襲」で被災した痕跡が石垣に残っている。1945年(昭和20年)8月8日、午後10時25分から約1時間にわたって米軍のB29爆撃機91機による焼夷弾投下が行われ、国宝の天守・御湯殿など貴重な歴史的建物が焼失した。その猛烈な被熱によって、東二之丸南側石垣や天守石垣では、石垣が赤黒く変色して大きく剥がれているところがある。戦争の悲惨さを物語る痕跡であり、平和の大切さを未来へ伝える貴重な戦争遺跡である。

(2) 観光資源としての価値

福山城は、福山城下町の住民及び福山市を訪れる来訪者のランドマークとなっており、観光資源として大きな価値を持っている。また、JR福山駅に近接していることから、市内各地からの路線バスや高速バスの乗降場、観光バス発着場、タクシー乗場も近く利便性が高い。



図 38 福山城跡東二之丸下段南側石垣に残る戦災跡
(石垣全面被熱し、築石の角が丸くなっている)



図 39 福山城跡天守石垣に残る戦災跡（赤線範囲）

3-3 各地区の現状

3-3-1 本丸

本丸には、伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓の現存建造物のほか、復興建造物である天守・月見櫓・鏡櫓と復元建造物である御湯殿がある。また、福山城博物館の管理事務所が多聞櫓を模して建てられている。これら天守と月見櫓・御湯殿・鐘櫓の前に解説サインが、また鏡櫓・棗御門跡・伏見御殿跡には標柱が置かれ、伏見御殿跡は芝生の植栽でその範囲が平面表示されているなどの野外解説施設が設けられている。

本丸の中央部分には、廃城後の1875年（明治8年）より城跡を公園として整備されたときに設置された園池が改修を重ねながら現在も残されている。その周囲には藤棚やコンクリート製のベンチが配されている。園池の他にも福山市の親善友好都市である韓国・浦項市長の来福に際して植樹された記念樹（松）が2カ所にある。

また、天守をライトアップするための照明灯の他、外灯、変電設備などの電気設備や消火栓や貯水槽などの防火設備、水飲み施設やトイレなどの便益施設が設置されている。



図 40 月見櫓



図 41 鏡櫓

3. 史跡の概要及び現状と課題



図 42 園池



図 43 天守ライトアップ用の照明器

3-3-2 二之丸東側

二之丸東側は上段と下段の二段に分かれる。東側の下段南半分は現在各種遊具・藤棚・ベンチ等が配されており、石垣の天端には転落防止の生垣が植えられている。

本地区には三之丸から本丸へと続く東登城路が設置され、城の東からの通路となっている。この通路を挟んだ上段南半分の石垣の天端には、1966年(昭和41年)からの復興事業の際コンクリートで復興した土塀が設けられ二之丸の南側の登城路まで続いている。

北側半分は東坂三階櫓跡やそれに続く櫓門跡・鹿角菜櫓跡、そして二之丸の北東角の鬼門櫓跡となる。中央に福山城の築城者である水野勝成の像とその説明板が置かれている。

北側半分の石垣の天端は生垣である。この地区には、以前は樹木が生い茂り石垣も見えず鬱蒼としていたが、伐採や剪定が行われ、幾重にも重なる高石垣の背後に天守が見えるといった城郭らしい景観が蘇った。



図 44 二之丸東側下段



図 45 東登城路から二之丸上段



図 46 水野勝成像



図 47 土塀

3-3-3 二之丸北側

二之丸北側地区は幕府から預かった御城米が貯蔵された米蔵が建ち並んでいた場所で、もとは「本丸帯曲輪」と呼ばれていた。現在は福寿会館と三蔵稲荷神社が大半を占めている。福寿会館は、大正から昭和の初めにかけて「削り節」で財を成した「安部和助」の別邸であった。安部は当時家庭で削るものであった「削り節」を日本で初めて工場で削り商品として販売し成功を収め、廃城後梨園となっていたこの地に別邸を設けた。その後、所有者は変わったが、戦後市に寄贈され福寿会館として一般公開施設となっている。

福寿会館は和式の本館と木造 2 階建ての洋館、池泉回遊式庭園で構成されている。本館・洋館・西茶室・東茶室・東蔵・西蔵の 6 棟が国の登録有形文化財である。また、福寿会館の北側は三蔵稲荷神社となっている。



図 48 福寿会館 本館



図 49 福寿会館 洋館

福寿会館の西隣には旧天守の礎石が移設され野外展示されている。これは 1966 年（昭和 41 年）、焼失した旧天守を復興する際に移し再現したものである。その北隣にはテニスコートがあったが、史跡内の施設としては不適であることより 2018 年（平成 30 年）に撤去された。

3. 史跡の概要及び現状と課題



図 50 天守礎石移設展示



図 51 三蔵稲荷神社

城の北側天神山との間の切通しには管理用通路が設けられており、麓から本丸まで車両が通行できるようになっている。この通路に面して便利施設としてトイレと売店が設置されている。

福寿会館の南側には二之丸の上段と米蔵との境界の石垣が現存しているが、福寿会館より西側（蔵口門跡）の石垣は廃城後撤去されている。二之丸上段の北西角にあった乾櫓跡の石垣は北側の管理用通路の設置により地上部分が消滅している。

3-3-4 二之丸西側

二之丸西側地区も上下二段に分かれており下段石垣裾部までが史跡の範囲である。下段の石垣は現存するものの、上段石垣は上述した蔵口門跡より西側南端の西坂口門跡まで撤去されている。よって、乾櫓跡・水の手御門跡・神辺四番櫓跡・神辺三番櫓跡・神辺二番櫓跡も削平されている。これは廃城後困窮する藩士の殖産のため開墾され桑畑等に改変されたためと言われている。現在は、一部に裏込めの栗石が露呈するなどしており、小規模の崩落が見られる。

本丸荒布櫓跡下の石垣にある排水口から雨水と同時に多量の砂が二之丸上段に流出したため自然石で囲んだ砂留が設けてある。これは本来無かったものである。

本丸の御台所門の枳形の前には第7代福山藩主で幕末の動乱期に安政の改革を行った阿部正弘の像と説明板が建てられている。

その他、記念樹や倉庫が置かれている。



図 52 阿部正弘像



図 53 二之丸西側上段石垣跡 現況



図 54 砂留



図 55 二之丸西側上段 現況

3-3-5 二之丸南側

二之丸南側地区は本丸南面石垣の下に延びる帯曲輪である。西の端には神辺城の櫓を移築したと伝えられる神辺一番櫓があった。ここから東には櫓形櫓・鎗櫓・鉄砲櫓が続いていたが、現在は J R 山陽本線・福塩線とこれに沿う市道によって削り取られている。

南の鉄御門から続く本来の登城路も幅員が狭められ、市道から筋鉄御門・本丸へと続く石段登城路が新設されている。

南側の登城路から東側の南面石垣の天端には 1966 年(昭和 41 年)からの復興事業によって造られた鉄筋コンクリート造りで復興された土塀が東の登城路まで続いている。

伏見櫓・筋鉄御門の下にはこれらの防火設備として消火栓が設置され、東の月見櫓下には歌碑が置かれている。また、夜間景観及び夜の賑わいを創出し、福山城の魅力を高めるため 2019 年度(令和元年度)、古い照明器具を撤去し、伏見櫓・御湯殿・月見櫓及び土塀の狭間を照らす夜間照明を新設した。

J R 福山駅福山城口(北口)からの福山城の景観は壮観で、加えて隣接する福山駅、特に新幹線上りホームからの眺望は訪れる人々を楽しませている。

3. 史跡の概要及び現状と課題



図 56 神辺一番櫓跡



図 57 歌碑



図 58 二之丸南面土塀



図 59 二之丸南側 現況

3-4 整備に向けた課題

3-4-1 史跡としての課題

(1) 福山城の全体像の理解

現在の福山城跡は、三之丸や城下町が市街化し、残された本丸・二之丸においても多くの建造物が撤去・焼失した。そのため城郭としての全体像を理解することが困難となっている。現在残されている部分だけが福山城のすべてではない。本来の福山城全体のイメージを理解できるための整備が必要である。

(2) 石垣に関する基礎的情報の収集

また、史跡福山城跡の本質的価値として最も重要な構成要素である「石垣」を保存することは最優先課題である。しかし、保存管理に必要な基礎的資料の集積が不十分である。

実測図、三次元計測データ、石垣カルテ、写真等により情報収集を行う必要がある。

また、変状が大きいなど注意が必要な箇所については定期的な観察を行い、必要に応じて物理探査等による非破壊調査の実施を行い、原因の究明と対策を検討する必要がある。

(3) 福山城に関する総合的な調査研究

福山城に関しては、城に関わる文献史学的情報や、城内の現存または消失した建造物の情報、石垣の築造・補修に関する情報など学術的に未解明な点が多い。史跡としての価値を明らかにする調査研究の推進が必要である。

3-4-2 公開活用及び公園としての課題

(1) 史跡の本質的価値の明示と屋外展示機能の強化

来訪者に福山城跡の本質的な価値である建造物や石垣、縄張りなど城郭について伝える説明板や案内板が少ない。多様な来訪者にわかりやすく価値を伝えるための施設が必要である。

また、史跡福山城跡のガイダンス施設である福山城博物館にとって城内は屋外展示施設でもある。博物館のインフォメーション機能と屋外展示機能の強化が必要である。

(2) 史跡福山城跡の多様な活用

築城400年となる2022年(令和4年)に向けた史跡の歴史的・文化的価値を普及・啓発するため福山城の価値や魅力を活かしたイベントの開催や、駅前という立地を活かした賑わいの創出や回遊性の向上を図る企画の立案が行われているが、2022年以降も関係団体や民間事業者等との連携により、街のランドマークとしての機能の強化とソフト事業の展開を継続していく必要がある。

(3) 公園施設の総合的な再整備

休憩施設、トイレ、駐車場など利用者の利便を図る便益施設の充実、緊急時の施設や緊急時の避難経路確保、水道・電線・排水設備等のライフラインの修理・更新などの課題がある。

遺構の保全と歴史的景観との調整を図りながら、公園施設の総合的な再整備を進めている。

(4) 樹木整備

城内の樹木については、利用者に緑陰を提供する意味からも必要なものであるが、石垣上部や現存建造物に隣接して植樹されたものや、石垣面に自然発生した樹木が繁茂しているなど、遺構に悪い影響を及ぼしているものもある。また、大きく成長しすぎて石垣や建造物など内外からの眺望を阻害しているものも見られ、曲輪の空間的広がりを感じることでない状況となっているところもある。また、これまでの来城者に親しまれてきた桜についても、老木となるものが多く、今後の植栽計画を立てる時期が来ている。遺構の保全と歴史的景観の確保、そして公園利用との調整を図りながら樹木の適切な維持管理が必要である。

3. 史跡の概要及び現状と課題

3-4-3 組織体制・維持管理上の課題

「整備事業の拡大等に伴う組織体制の整備」

本整備計画の策定に伴い、様々な整備事業を長期にわたり推進していくこととなる。これらを進めていくための整備推進体制と、整備後の維持管理体制といった組織体制の整備を、関係部局が協議を行いながら、より良い体制を確立していく必要がある。

4. 基本方針

4-1 整備の基本方針

福山城跡は、近世においては備後福山藩の政治・経済の中心として、また明治以降は地域の有志や多くの市民により公園として維持され、約 400 年もの長きにわたり大切にされてきた。明治維新の変革や太平洋戦争の戦禍といった苦難にあっても、市民自らの力で支え、復興してきた。

先人が大切にしてきたこの“福山の宝”を、適切に保存し、そして確実に未来へ継承して行くため福山城の価値の明確化や“城のある街”のイメージ普及などにより、市内外の多くの人を訪れる本市の重要な歴史遺産として磨き上げ、「福山城の価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」ことを基本理念として、保存・管理及び活用・整備を図るものとする。

4-1-1 保存整備の基本方針

福山城に関連するさまざまな構成要素の保存と、都市公園としての機能の充実を図り、歴史的景観の保全及び利便性の向上に努める。その直接的な対象範囲は、原則として国史跡としての福山城跡の範囲とする。

福山城が将来にわたる貴重な財産として、十分な活用が図られ、また、多くの市民が憩いながらその価値を理解し、学習することはもとより、市内外の多くの人を訪れる本市の重要な交流の拠点となるよう、多様な価値を有する遺構を適切に保存し、次世代へ継承するための整備を進める。

歴史的価値を持つ石垣・切岸の保存及び復元整備、現存する歴史的建造物の保存及び整備については、精緻で学術的な検討に基づき、本質的価値がより明確になるよう整備する。

福山の象徴である福山城跡を守り、活用しながら、その価値や魅力を発信するとともに、来訪者を受け入れる環境整備を図り、地域社会への寄与をめざす。

整備の対象時期は原則として、古写真や絵図、文献などの史資料が比較的残っている幕末から明治維新後の廃城までとする。なお、その他の時期の歴史的建造物に関する詳細な史資料から十分な根拠が得られる場合は、再現する時期について史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること等を含めて総合的な判断を行う。

また、史跡指定地内に所在する歴史的景観を損なう諸施設並びに、史跡等の理解を妨げることに繋がる構築物等については、市民の意見を考慮しながら、将来的に撤去もしくは指定地外へ移転させる。

4-1-2 管理運営の基本方針

福山城の様々な歴史的景観や、復元整備した建造物等の適正な維持管理のため、行政機関のみならず市民との連携を図っていく。また、市民が積極的に運営に参加できる環境づくり

4. 基本方針

に努める。

史跡指定地は、それぞれの土地所有者において管理することが原則となっているが、その範囲が広く、所有者も複数で、指定地を一体的に保存管理していくことが困難であることから、文化財保護法第 113 条の規定に基づき所有者・占有者等、関係者の理解を得て、2019 年(令和元年)に福山市が管理団体に指定された。

そのうえで、次のような方針で保存・管理を行うこととする。

(1) 史跡指定地

関係部局と相互に連携・協力しながら、『史跡福山城跡保存活用計画』に基づき、史跡指定地の適正な管理に努め、城郭としての景観を保全する。また、現状変更行為にかかわる許可の可否については、法令に基づいた適切な判断を行う。

なお、石垣については石垣調査成果をもとに、現状での孕み出しや不安定箇所改修を福山城跡利用者の安全確保を主眼に、計画的に実施していく。

(2) 市史跡指定地

関係部局が連携・協力のもと、相互に協力しながら史跡指定地に準じて適正な管理を市条例に基づき実施する。

4-1-3 活用の基本方針

福山城の価値や魅力の向上に資する整備を推進し、史跡等の本質的価値の理解促進や史跡等の保存・活用を推進するための歴史的建造物の復元及び復元的整備に取り組む。

歴史的建造物の復元及び復元的整備については、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」による忠実性を基本としつつ、文化庁が設置した「史跡等における歴史的建造物の在り方に関するワーキンググループ」の審議結果をまとめた『天守等の復元の在り方(取りまとめ)』(2019 年(令和元年))に基づいて行う。

これとともに、福山城に関する情報を発信する拠点の整備や、説明板等の案内サイン設置、便益施設の適切な配置に努め、様々な人々への便宜を図る。なお、身体の不自由な方や高齢者に配慮して、バリアフリー化や安全面に十分留意する。また、学習や観光、イベント等多様なニーズに対応できるよう、関係団体や民間事業者等との連携を図りながら、史跡周辺も含めた市民交流や地域活性の場としての活用を促進する。さらには、史跡福山城跡を含めた福山城公園の新たな活用に向けた取組を推進する。

4-2 計画の推進体制

史跡福山城跡及び城下町を含む周辺地域の保存・活用を図るには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があるため、そのためには事業を実施する各部局の連絡・調整が不可欠である。このことより、本計画策定に主体的に関わる文化振興課を事務局として事業を実施

するとともに、各関係部局との調整を図る中で、本計画を総合的かつ効果的に進めて行くこととする。また、国や広島県と協議して支援を受けるとともに、指導・助言を得ながら計画の円滑な実施を目指す。

現在、史跡福山城跡の管理・運営については、史跡の保存管理に関する事務及び史跡内の歴史的建造物（重要文化財等指定・登録文化財）の保存管理、福山城博物館・文書館（鏡櫓）・月見櫓・御湯殿などの各施設の管理運営、都市公園となっている「福山城公園」の清掃や樹木管理など関係部局の連携のもと役割を分担している。また、史跡指定地外ではあるが文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地である旧福山城の城内（二之丸の一部及び三之丸）は、現在は市街地化されているものの、これまでの発掘調査の結果より地下には遺構が埋蔵されているところも多いことがわかっていることから、出来る限りその事業内容の把握に努め、城郭や城下町の地割・遺構を適切に保護できるよう事業者に対し協議・助言を行っている。

引き続き関係部局との連携を図るとともに、関係団体や民間事業者との連携を図りながら、適切に管理できる体制を検討する。また、文化財の保存を基本に活用を推進するため、民間活力の導入についても検討する。

4-3 整備活用に係る財源確保

中長期にわたる史跡の整備活用には継続的・安定的な財源確保のもと進める必要がある。本市では、2022年（令和4年）に迎える福山城築城400年を記念し、西国鎮衛として城郭史上価値ある福山城の魅力を今に蘇^{よみがえ}らせ、その価値を後世に伝えるための事業に活用するため、2018年度（平成30年度）に「福山城築城400年記念基金」を造成し、個人からのふるさと納税や団体・企業からの寄付金等により財源確保に努めているところである。今後も国の補助等の活用とともに、個人・法人からの協力により築城400年以降も継続的・安定的な整備活用に努める。

4. 基本方針

5. 整備基本計画

5-1 事業計画

本計画における整備の対象範囲は、史跡に指定された「福山城跡」の範囲を対象とする。実施すべき施策については、『史跡福山城跡保存活用計画』においてその概要と期間をしめしている。史跡の調査研究・整備・活用・運営・体制整備など多岐にわたるが、それにかかると期間については、史跡福山城跡の本質的価値を構成する要素の復元・復元的整備を優先的かつ着実に実施していくため、これらの整備事業の目標年度と整備内容を5年毎の計画で設定するとしており、史跡指定範囲外にある城郭遺構についても、史跡の保存・活用と密接に関係するため、今後の取扱いも含めて施策に反映させることとしている。

5-2 史跡指定地の地区区分

福山城の城郭遺構が良好に遺存する本丸及び二之丸の範囲は、ますがたこぐち 枅形虎口が複数設置され、伏見櫓等の歴史的建造物が現存しており、石垣に囲まれた福山城の中核をなす地域である。城内に散策等を目的に訪れる一般利用者も多い。

整備計画を策定するにあたり、城郭構造や現況等を考慮し、史跡指定地内部をさらに、類似した特性によって「本丸地区」「歴史的建造物地区」「二之丸地区」「福寿会館地区」「三蔵稻荷地区」の5つの地区に細分する。(図60)

●本丸地区

本地区は復興された天守・月見櫓・鏡櫓・御湯殿・土堀、御殿屋敷跡地表表示等、城郭の姿が最も再現されており、景観保全や現在の利用形態から「歴史的建造物地区」・「二之丸地区」との一体的な保存整備や活用が可能である。

●歴史的建造物地区

本地区は本丸内で伏見櫓(国重要文化財)・筋鉄御門(国重要文化財)・鐘櫓(市重要文化財)が現存している範囲であり、最も城郭景観が形成されている地区である。景観保全や現在の利用形態から「本丸地区」と「二之丸地区」との一体的な保存整備や活用が可能である。

●二之丸地区

本地区は「本丸地区」「歴史的建造物地区」より一段低く、石垣も比較的良好に残っているため、「本丸地区」と合わせ、城郭景観が形成されている地区である。なお、「本丸地区」「歴史的建造物地区」への登城口が東西南北にあり、文化財的活用においても大きな役割を果たす地区となると考えられる。

●福寿会館地区

登録文化財である和館・洋館及び福山城を借景とした回遊式庭園の保存を基本とする。

5. 整備基本計画

●三蔵稲荷地区

福山城の北東の鬼門にあたり、福山城北辺の防備の要「切岸」が一部を除き残存する。

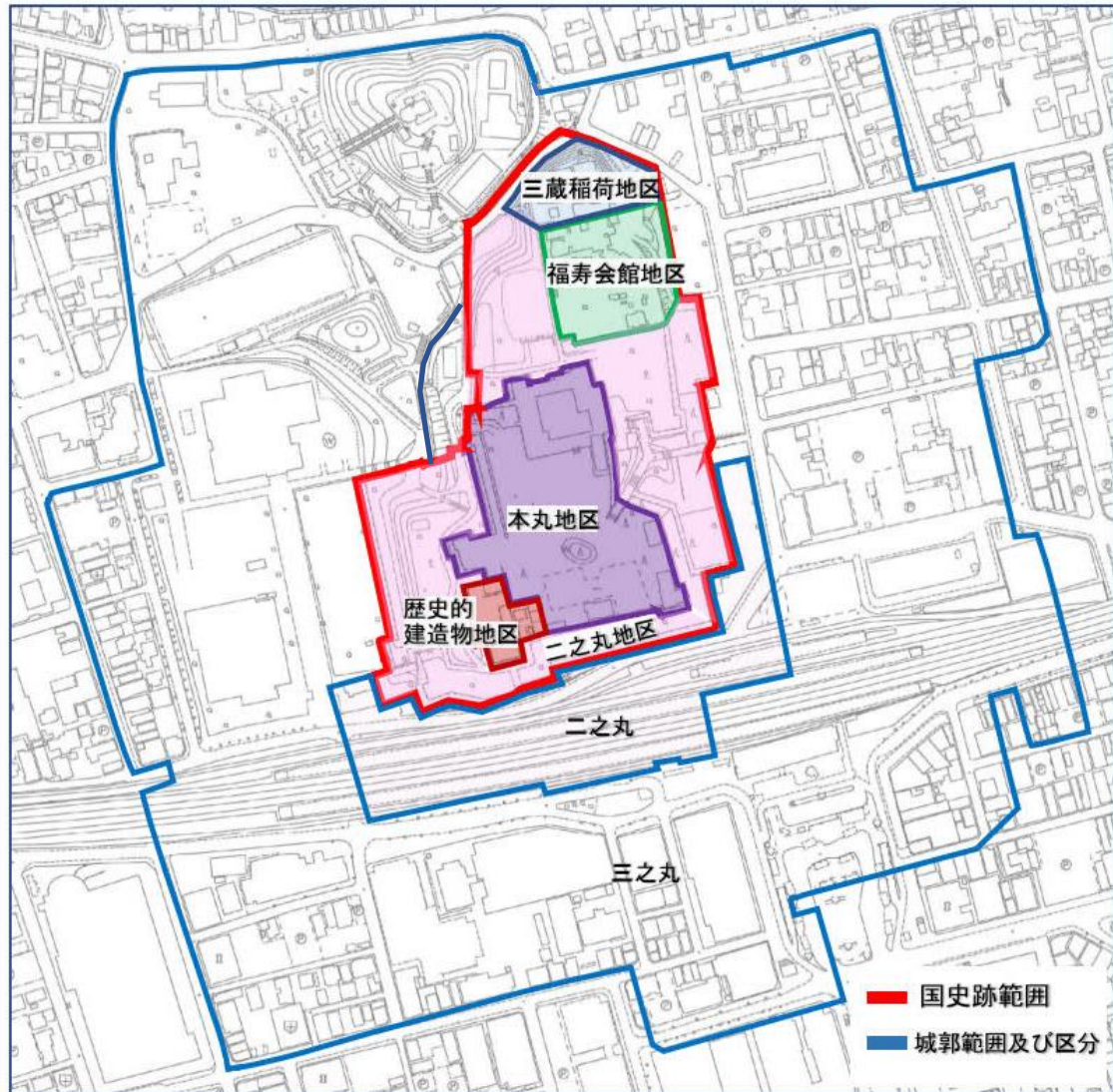


図 60 史跡指定地の地区区分図

5-2-1 地区別整備方針

●本丸地区

「築城技術の集大成とされる福山城を復元」

地下遺構の保存を基本に、歴史的建造物の復元・復元的整備等や石垣の保存に努め、城郭としての景観・価値の保全を重視する。さらに復興された天守・月見櫓等の施設を最大限に活用する。

●歴史的建造物地区

「現存する当時の建造物，伏見櫓・筋鉄御門や鐘櫓の保存」

福山城跡で唯一歴史的建造物が現存する地区であり，保存修理に努めるとともに，多聞櫓の復元や伏見櫓前の後世盛土を除去し旧態を復元する等，景観の保全を最優先する。

●二之丸地区

「福山城築城当時の姿を保全するとともに，市民の集い・憩う空間の創出」

地下遺構の保存を基本に，歴史的建造物の復元・復元的整備等や石垣の保存及び復元に努め，基本的には城郭としての景観・価値の保全に努める。

南半分は史跡指定地の外側から見える歴史的ゾーンであり，既存復興土塀等の修復や隅櫓・石垣等の復元・復元的整備を検討し進めるとともに，北半分については，切岸及び江戸時代の上水施設の保存修復を行うとともに，史跡地内の櫓跡や米蔵跡などの地下遺構や景観保全に留意しながら，市民が憩うための空間整備を行う。

また，天守再建時に移築した天守礎石については，市民への周知・啓発を図る。

●福寿会館地区

「福山城を借景とした回遊式日本庭園と歴史的建造物の保存」

登録文化財である福寿会館の和館・洋館及び庭園は，直接福山城に関わる施設ではないが，福山の地を語るうえで重要な施設であることより，福山城跡とは時期や性格が大きく異なるものの，整備においては両者を明確に区分しながら両者の価値を下げず，景観を損なわないよう十分留意し整備する。なお，本地区は二之丸に置かれた五千石蔵跡に該当するため，将来的にはその確認に努める。

●三蔵稲荷地区

「福山城の北東・鬼門にあたり，福山城北辺の防備の要“切岸”を保存」

絵図等文献資料以外による検証が不可能であるが，福山城内に古くから所在し，長年市民に愛されている神社である。整備においては福山城と三蔵稲荷の両者を明確に区分し，両者の景観を損なわないことに十分留意する。なお，本地区の北側の裏面は築城当初から城の防備のため設置された切岸遺構であるため，その保存・修復を行う。

※なお史跡指定地において景観を妨げるものや，歴史的建造物・石垣や遺構の保存に支障をきたす植栽等については，関係部局との連携・協議により，早急な対応を図る。

5-3 整備事業期間

『史跡福山城跡保存活用計画』（2018年）では，2018年度（平成30年度）から福山城築城400年に当たる2022年度（令和4年度）を第1期事業期間（以下，「第1期」という。）とし，

5. 整備基本計画

それ以降については、2023年度(令和5年度)以降を第2期事業期間(以下、「第2期」という。)としている。

本計画では、計画策定した2020年度から2022年度(令和4年度)を第1期として、指定地内の整備に取り組むとともに、指定地周辺において関係する遺構の整備について検討を行う。

2023年度(令和5年度)以降の「第2期」については、第1期の整備状況を踏まえ、その時点で整備の状況や新たな課題等を踏まえ、整備の内容や期間の検討を行う。(99P表8事業スケジュール参照)

5-4 遺構保存に関する考え方

史跡福山城跡における保存される遺構については大きく次のものがある。表出遺構としては、地形・石垣・切岸・上水施設・建物・工作物などがあり、また地下遺構としては、本丸御殿跡や各櫓跡、門跡、番所跡、井戸跡、堀跡などである。これらの遺構の保存に関する考え方を次のとおりまとめる(表6)。

表6 遺構の保存に関する考え方

遺 構		考 え 方
表 出 遺 構	地 形	<p>福山城は、芦田川の堆積作用によって形成された三角州に突出する北部山塊の尾根筋先端の常興寺山を三段に切り盛りして普請されている。この「一二三段」と呼ばれる雛壇状に築かれた縄張は、史跡福山城跡の本質的価値を表すものである。よって、『史跡福山城跡保存活用計画』(2018年3月)の現状変更の取扱い基準として、この地形について改変を及ぼす行為は原則認めないこととしている。</p> <p>史跡福山城跡は、明治の廃城後、公園となり民間の飲食施設が建てられるなどの利用があったほか、取り壊しや戦災で城内にあった建物の多くが失われている。現在は都市公園として活用されており日頃から多くの方々に利用されている。これらのことにより、既に当初の地形から改変を受けたところも見られる。今後は現状変更の取扱い基準に従い改変を行わないこととし、旧景を復することができる場合は十分な調査検討のうえ復元を行う。</p>
	石 垣	<p>福山城は、常興寺山を三段に造成し北面を除き全ての段で石垣を築いている。現在は明治以降の開発により三之丸はほぼ消滅し、本丸及び二之丸を中心に石垣が残存している。福山城の石垣の修復に関する記録はほとんど見当たらない(伏見櫓と思われる石垣や三之丸西側の石垣の修復に関する記録がある程度)。また保存活用計画策定時の調査でも、大きな修復跡や改変は少ないと判断されている。</p> <p>史跡福山城跡における石垣は、史跡としての本質的価値を表す最も重要な遺構であり、現状の変更については原則認めないこととしている。しかし、築城から400年近くが経過し傷みも目立ってきている。現況把握のため石垣カルテの作成も進めているとこ</p>

	<p>ろであるが、修復の必要な箇所については詳細な調査を実施した上で順次保存修理事業を進めていくものとする。</p> <p>また、既に解体され現存しない石垣については、発掘調査や文献、古写真などの調査を実施し、多角的で十分な分析、検討を踏まえた上で復元する。</p>
切岸及び上水施設	<p>史跡指定地内において切岸及び上水施設が残っているのは、三蔵稲荷神社境内北側の法面である。裾部に道路が通り法面は岩盤が剥き出しとなっており、一部に樹木が繁茂している。現状としては保全の措置がとられていないことより、降雨等による小規模な崩落が見られる。このままでは法面の岩盤の風化・劣化が進行し全体が崩落する恐れもある。法面下の道路に影響を及ぼすため早急な保全対策が必要である。なお、上水施設の取水口遺構を現状保存し、説明板等により機能等の周知に努める。</p>
建 物	<p>史跡福山城跡には、3棟の建造物が現存している。伏見櫓及び筋鉄御門は国の重要文化財に指定されており、鐘櫓は市の重要文化財である。現存建造物は史跡の本質的価値の構成要素であり、近世城郭の面影を伝える貴重な歴史的建造物である。戦後解体修理が行われ保存の措置が図られたが、既に70年近くが経過していることから定期的に状態を確認し、必要があれば修復する。</p>
工作物	<p>工作物としては、本丸北西に「黄金水」と呼ばれている井戸がある。この井戸は福山城内で唯一現存する井戸である。現在は屋根が架けられているが元の状態は不明である。調査は行われていないが、現況からの変更は行わないこととする。</p> <p>本丸内には棗木御門や本丸御殿の礎石が一部残存している。現在は表出している状態である。雨水による周囲の土が流失や見学者が踏むことにより原位置から移動してしまう恐れがある。盛土を施し保護層を確保するなど保全の対策を検討する。また、二之丸北側には、天守復興の時に検出した礎石を移築しており、説明板等により周知を図る。</p>
地下遺構	<p>史跡福山城跡の指定範囲内には、天守・本丸御殿・神辺一番櫓をはじめとして数多くの建造物が建てられていた。現在は伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓を残すのみとなったが、これら建造物等の遺構の多くは地下に残存している。発掘調査により現況を把握し建物復元の基礎資料とするとともに、保護層の確保と排水対策などの保全対策を検討する。</p>

5-5 主な整備事業

5-5-1 石垣の修復・復元に関すること

史跡福山城跡は常興寺山を三段に造成し北面を除き総石垣にて築かれた城郭である。現在三之丸は市街地化によりほとんど消滅しているが、本丸及び二之丸にはほぼ石垣は残されている。福山城の石垣は、城主及び賓客の登城コースである城南面を中心にその造りは丁寧である。総石垣である普請と併せて所謂“西国の鎮衛”として外様大名への威信を示す上で石垣は“美しさを備えた空間（演出）装置”であった。これが福山城の「歴史の証拠」としての石垣である。

5. 整備基本計画

このように史跡福山城跡にとって史跡の本質的価値を構成する最も重要な構成要素である“石垣”は、“歴史”を理解するための“証拠”として適切に維持・管理する必要がある。そのためには、日常管理を徹底して、石垣の劣化を促す要因（樹木や草など）を極力除去するよう努める。現在進めている石垣カルテの作成を継続し、石垣一面ごとの現況把握に努め、崩落の危険性や来訪者に及ぼす影響を考慮して、修復が必要なものについては順次修復を行っていく。修復にあたっては現在残されている石垣は、“歴史の証拠”として代替することのできない唯一のオリジナルの遺構であることを強く認識し、そのうえで総合的な調査研究を行い、その成果に基づき整備（修復）の手法を検討・検証し実施していくものとする。

なお、石垣カルテについては現在順次作成中であるが、作成し終えた箇所についても定期的に再調査しカルテの更新を行い、常に最新の情報を把握しておく必要がある。これら最新の情報を日常の維持管理に活かすとともに、修復工事の計画策定の参考とする。

（全期間）（表8事業スケジュール 1-1, 4-5）

（1）二之丸南面石垣及び神辺一番櫓台石垣の内部構造調査と保全対策（第1期）

二之丸南面石垣（図 62-No. 192）はJR福山駅北側に市道を挟み歩道に隣接して残存している。高さ約12m、幅100m超を測る長大な高石垣である。2018年（平成30年）に実施した「史跡福山城跡石垣総合調査」では破損状況を下記のように記録している。

- ・天端石の一部に積み直しがみられ、石材も入れ替えられている。
- ・築石の抜けも見られる。
- ・全体に間詰石の抜けが見られる。
- ・全体を通して下半分に^{ほら}孕みが見られる。
- ・戦災時に隣接家屋の火災により石材が被熱を受けて剥離を起こし、角が落ち丸くなっている。
- ・孕み出しと被熱の範囲が重なることより、石材の耐力低下が懸念される。

また、神辺一番櫓台石垣（図 62-No. 201, 202, 204）は二之丸南西角に位置し、西面するNo. 201は高さ約9m、下端幅約17m、天端幅約10mを測り、南面のNo. 204は東へと続いている。北面は幅4m前後の細いNo. 202から入隅となり北へ延びている。

上記調査では次のように状況を記している。

- ・No. 201及び204は、天端の1段は積み替えによる後補。No. 202は隅角部の上3段と築石部上5段は積み替えによる後補。
- ・各面全体的に間詰石の抜けが目立つ。
- ・No. 201の左中段あたりにズレが見られる。また、右の角石及び角脇石と築石との間にも隙間が目立ちズレが生じているように思われる。



図 61 二之丸南面石垣 (No. 192)

- ・ No. 201 の左半分（北側）及び右下半分（南側）に孕み出しが見られる。
- ・ No. 204 の右半分（東側）の下半が孕み出している。

このように二之丸南面と神辺一番櫓台の石垣については、石垣下半分に孕み出しが見られること、全体的に間詰石の抜けが目立つことより「地中レーダ探査」及び「表面波探

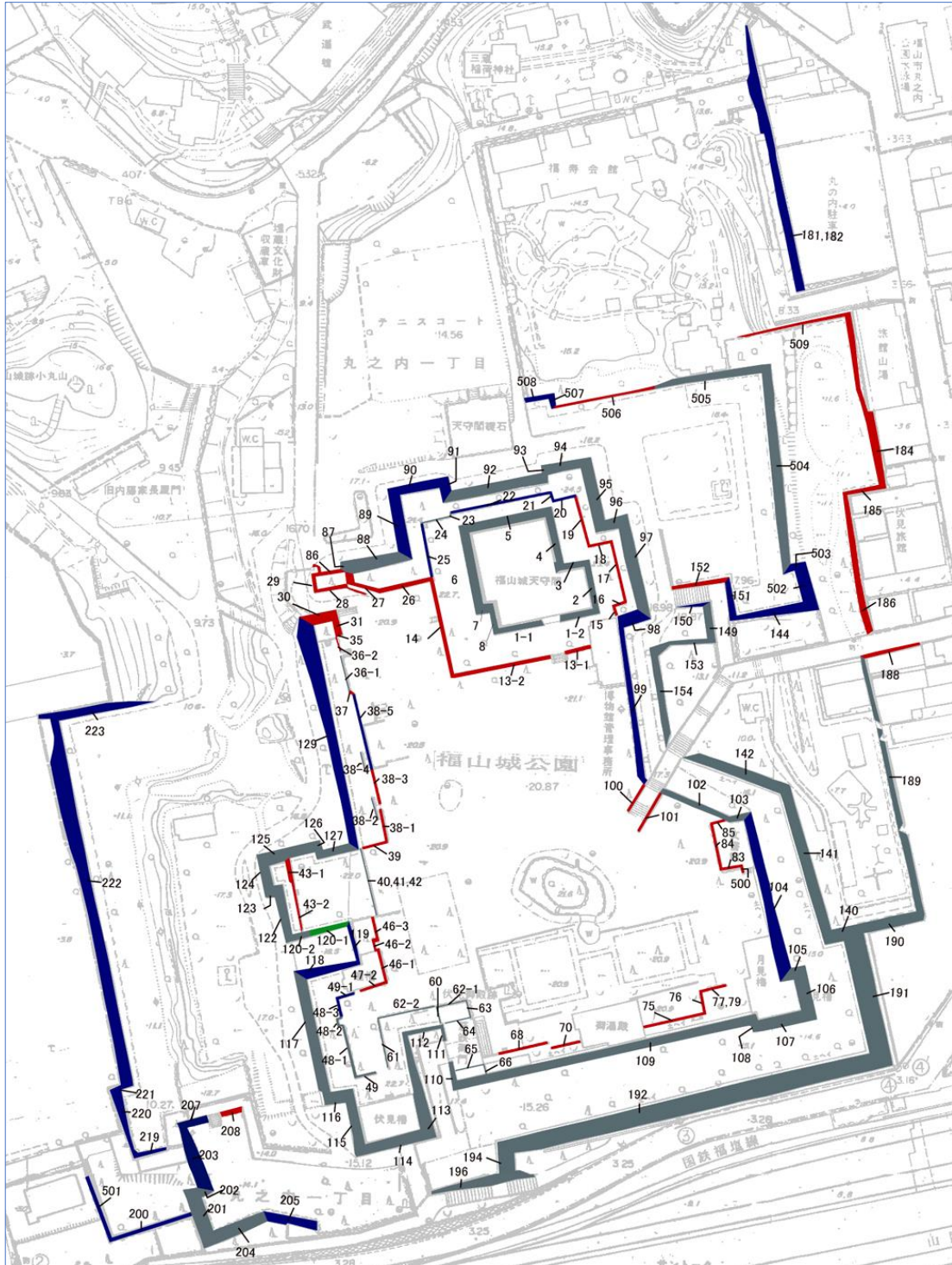


図 62 史跡福山城跡の石垣の現況図

5. 整備基本計画

査」「ボーリングによる地質調査」といった非破壊探査を実施し、石垣内部の構造について調査を実施する。これら調査によって得られた情報をもとに具体的な保全対策を検討し、順次施工していくものとする。(表8事業スケジュール 1-1)

(2) 二之丸西側上段石垣の復元(第1期及び第2期)

二之丸西側上段石垣については、「西坂口御門」枳形から「神辺二番櫓」、そして北に延び「神辺三番櫓」から東に折れ、入角を経て北の「水の手御門」「神辺四番櫓」に至る一連の石垣を指す。1873年(明治6年)の廃城翌年旧藩士たちの授産事業のため石垣は解体・開墾され石材はすべて撤去された。現在はその法面に樹木が生えている。



図63 二之丸西側上段石垣跡の現況

この内「神辺二番櫓」から「神辺三番櫓」を折れて次の入角までの約130mの石垣の復元整備を計画するものである。(表8事業スケジュール 1-2)

石垣の復元にあたっては、まず位置及び規模を確定する必要がある。そのため発掘調査を実施するとともに、現況地形の把握と設計に必要な詳細な測量を行う。発掘調査及び測量の結果と文献・古写真等の史料調査の成果を踏まえ石垣の規模・形状を復元し設計を行う。



図64 矢穴痕石材(尾道市浄土寺山)

次に当該石垣は、すべて解体され石材も撤去されているため、復元にあたっては新補^{しんぽ}石材を使用することとなる。そのため石材^{せきざい}選定を行わなければならない。福山城の石垣に使用された石材については、これまでその産出地(石切丁場^{いしきりちょうば})についての詳しい研究はされてきていない。築城にあたり神辺城や鞆城の解体した石材を転用したとの伝承もあるが不明である。保存活用計画策定時の調査や石

垣カルテ作成における知見では、史跡福山城跡の石垣に使用されている石材は、花崗岩ないしは花崗斑岩である。おそらくは近隣の北木島や白石島などの笠岡諸島、または神辺や尾道周辺からも運ばれたものではないかと推測する。これらを明確にするため「石垣石材同定調査(帯磁率測定・全岩化学分析・鉱物組成観察)」を実施する。上記の産出推定地の石材と城内の石垣石材との比較調査を行うことで史跡福山城跡の石垣石材の産出地を明らかにし、これら同定調査により得られた情報をもとに新補石材の選定を行う。

福山城の石垣については、基本的には花崗岩または花崗斑岩の割石を用いた「打込み接ぎ」の「乱積み」ないしは「布積み崩し」を主体としている。ただし、南に面した石垣はその他の面に比べ石材の加工や積み方が丁寧である。これは城の正面である南側を美装化しその威容を示したものと考えられる。今回復元を計画する石垣については、その上に位置する本丸西側の石垣（図 65）の仕様が参考となると考える。本丸西側の石垣は史跡福山城跡の石垣全体において基準となる仕様と思われ、二之丸の他の面の石垣についてもこれに相似した仕様である。このことより復元石垣の石材のサイズ・形状・加工についてはこの本丸西側石垣を参考とし新補石材を調達することを検討する。

前述した駅前広場整備事業において出土した保存石材についてもその情報をまとめるため「外堀石垣保存石材カルテ作成」を行う。それを踏まえ、本丸西側石垣やその他の二之丸石垣の石材と比較し、復元石材調達の検討を行って



図 65 本丸西側石垣 (No. 117)

いく。(表 8 事業スケジュール 1-1)

上記の各調査結果を受けて石垣復元の設計を行い、福山城築城 400 年にあたる 2022 年(令和 4 年)にあわせ工事の着手を目指す。

なお、二之丸西側上段石垣の南端、神辺二番櫓跡には現在多量の石材が放置されている。これらは福山城公園の整備に伴い改変を受けた石垣の石材やその他不要となった石材がこの場所に集積され放置された状態となっている。史跡としての景観上も好ましくなく、また復元を予定している石垣工事にも影響を来すため場外へ搬出・撤去を行う。(表 8 事業スケジュール 1-3)

(3) その他の石垣等に関する整備（第 1 期及び第 2 期）

神辺一番櫓台石垣(図 62-NO. 201, 204, 図 66)の裾回りについては、以前は生垣等が設けられ、樹木が繁茂して石垣が見えにくくなっていたが、植え込みと樹木が整備され、南に接する道路・歩道から神辺一番櫓台石垣の全容が見えるようになり、城郭としての景観が蘇った。今後は、これらの整備によって生まれた石垣下のスペースをどのように活用していくか、また、植え込みのあった部分



図 66 神辺一番櫓台石垣 (No. 201, 204)

5. 整備基本計画

は後世に盛土をして造られており、石垣の基底部からどの程度盛土があるのか、さらにこの盛土を除去することによる石垣耐力への影響の有無について、発掘等の調査を実施した上で、前述した二之丸南面石垣と神辺一番櫓台の内部構造調査による非破壊探査結果を踏まえ、その点を検討する。また、明治になって戊辰戦争慰霊者を祀る招魂社建設のため改変された御台所門上り坂石垣（図 62-N0.120-1）及び人質櫓周辺石垣（図 62-N0.43-1・2, 40, 41, 42）等についても発掘調査を行い、復元を検討するものとする。（表 8 事業スケジュール 1-4, 3-3）

二之丸東側の東坂三階櫓から東上り楯御門に続く石垣（図 62-N0.144）と廃城後三之丸跡から本丸へ登城するために造られた通路との間に、民家建築のために造成された区画がある。これは後世に改変された箇所であるので撤去し元の状態に復旧する。また、東坂三階櫓の石垣復元に向け、本来の姿を調査し、復元を検討する。

さらに、周辺石垣（図 62-N0.142, 153, 154, 503, 504）の裾に堆積した土砂についても、発掘調査を実施し、除去を検討する。（表 8 事業スケジュール 1-5）

二之丸東側の、内堀に面した下段の石垣で、現在遊具が設置してある広場の東面及び南面石垣（図 62-N0.189, 190）についても、これまでに石垣下部から内部の土砂が流出し天端内側が陥没するといったことが起こっている。陥没箇所には土砂を充填し応急的な補修は行ったものの、石垣は中央下部が相当孕み出している。また、1945年（昭和20年）の空襲時に隣接家屋の火災によりこの石垣全体が被熱を受け、石材は剥離するなど相当の損傷を受けている。これらのことより当該石垣についても修復を行うものとする。修復手法については、将来の整備に備え、詳細な資料調査や発掘調査等を行い、復元について準備・検討するものとする。（表 8 事業スケジュール 1-6）

5-5-2 建造物の復元・修復・改修に関すること

史跡福山城跡には、幸いにも廃城と戦火を免れ残されてきた歴史的建造物（伏見櫓、筋鉄御門、鐘櫓）と、市制 50 周年記念事業として市民の浄財により復興・復元された建造物（天守、月見櫓、御湯殿、筋鉄御門東側に接する番所）、その後復興された建造物（鏡櫓、多聞櫓、土塀）が存在する。現存する歴史的建造物は史跡福山城跡の本質的価値を構成する重要な構成要素であり、復興・復元された建造物も「城」としての景観を形成する大切な要素である。ともに都市のランドマークとして市民に親しまれ、観光スポットとしても機能している。

しかし、現存する歴史的建造物は築城完了から既に 400 年近く、1954 年（昭和 29 年）の解体修理からも 65 年余りが経つ。また、復興・復元の建造物にしても築後 50 年前後が経過しており、耐力的にも問題を抱えている。これらの建造物を確実に保存し、これからも活用していくため、適切な修復・改修を実施するとともに、史跡としても価値を高める施設として本丸・二之丸に存在した建造物についても復元・復元的整備を検討していく。

それぞれの具体的な事業内容は次のとおりである。

（１）天守の耐震補強、外観の復元的整備及び展示の改修（第１期）

天守は月見櫓や御湯殿とともに1966年(昭和41年)に市制50周年記念事業として鉄骨鉄筋コンクリート造により建造され既に50年以上が経過している。2017年(平成29年)に行った耐震診断の結果に基づき2020年(令和2年)より躯体の耐震補強工事を行うとともに、史跡等の本質的価値の理解促進や保存・活用の推進に資するため、戦災で焼失した木造天守の古写真や実測図などの史資料に基づいて、“全国唯一”とされる天守北側の鉄板張りなど幕末から廃城までの姿に外観の復元的整備を行う。(P101~108, 8. 天守外観の復元的整備図)

さらに、内部は福山城博物館とし、耐震補強工事に併せ、展示については時代に即した内容にリニューアルするとともに、交流機能の強化にも取り組む。(表8事業スケジュール 2-1)

また、耐震補強工事に併せ、内部にエレベーターを設置するとともに、周囲の景観に配慮した方法で天守入口までのバリアフリー化も検討する。(表8事業スケジュール 2-2)

（２）月見櫓・鏡櫓・御湯殿の耐震補強（第１期）

月見櫓は1966年(昭和41年)に、鏡櫓は1973年(昭和48年)に鉄筋コンクリート造にて復興している。ともに2017年(平成29年)に耐震診断を終えており、天守同様2020年(令和2年)より耐震補強工事を実施する。(表8事業スケジュール 2-3, 2-4)

また、御湯殿は1966年(昭和41年)に木造にて復元された。御湯殿も2017年(平成29年)に耐震診断を受けており、その結果に基づき建造物の保存と利活用の方法を考える中で、今後耐震補強工事を検討していく。(表8事業スケジュール 2-5)

（３）土塀の修理・美装化（第１期）

本丸及び二之丸の南面及び東面の一部には1968年~1969年(昭和43年~44年)に鉄筋コンクリート造にて土塀が復興している。これらについても50年以上が経過しており、表面の化粧仕上げの剥離や壁面にクラックが入るなど傷みが目立つようになってきた。また瓦にも破損も見られる。これら土塀は10m前後の高石垣の上であり、石垣の下は歩行者や車両、また来訪者が通行しており、落下物による事故の危険性が考えられる。よって2020年(令和2年)より修理・美装化を実施する。(表8事業スケジュール 2-6, 2-10)

（４）伏見櫓及び筋鉄御門の点検・修理・修復（第１期）

城内に残る歴史的建造物については、史跡福山城跡の本質的価値を構成する重要な要素であり、“歴史の証拠”として永く後世に伝えていかなければならないものである。そのため、保存状態の現状把握に努め、構造上の課題、部材の劣化状況、害虫の発生等、建造物の保存に影響を与える要因について必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修理を行う。また、壁や屋根等の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位の修復を行い、貴重な歴史的建造物の保存と、地域及び観光資源のシンボルとしての魅力向上を図り、更なる活用を促進させる“修復事業”を実施する。(表8事業スケジュール 2-8)

5. 整備基本計画

(5) 神辺一番櫓・東坂三階櫓・多聞櫓（伏見櫓～筋鉄御門間・本丸東側）の復元・復元的整備（第2期）

福山城は“西国の鎮衛”として威容を誇るため石高に比して櫓や城門が多数建造されていた。現在は伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓の3棟を残すのみではあるが、当時の荘厳さは古写真や絵図などの史料により伝えられている。これら現在は消失してしまっている建造物のうち、史跡の価値や歴史事実を伝えていくことを目的に建造物を整備することは、「史跡における復元建物は…（中略）…その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。（文化審議会第一次答申）」とされており、史跡福山城跡においても現存しない歴史的建造物の復元・復元的整備について検討を行う。

史跡福山城跡では、市民の手により廃城後も建造物や石垣など城跡を残す努力がなされてきた。残念ながら大切に残されてきた建造物も戦災により失われてしまったものの、戦後、市民の熱い要望により天守・月見櫓・鏡櫓が復興整備され、湯殿が復元整備された。史跡福山城跡には市民の手により守られてきた歴史がある。このことは、まちのシンボル、郷土の誇りとして、地域アイデンティティの醸成に大きく寄与している。

また、まちの玄関口である福山駅に隣接するという立地から観光面においても重要な役割を果たしている。このように福山市民にとって「福山城」は特別な存在である。

かつての「福山城」の姿を取り戻すことは、歴史と文化の資源を活かした地域づくりを進めるうえで必要であり、市民の誇りの醸成や観光資源としての更なる魅力向上につながるものである。そのためにも現存しない歴史的建造物の復元・復元的整備を進めるものである。具体的には神辺一番櫓及び東坂三階櫓、多聞櫓（伏見櫓～筋鉄御門間・本丸東側）についての復元・復元的整備を想定する。（表8事業スケジュール 2-9, 2-11, 2-12）

ただし、神辺一番櫓・東坂三階櫓・多聞櫓（伏見櫓～筋鉄御門間・本丸東側）の復元・復元的整備については、『天守等の復元の在り方について（取りまとめ）』（2019年（令和元年）8月）（表7）に基づき検討を進めて行くものとする。

表7 『天守等の復元の在り方について（取りまとめ）』（抜粋）

<p>3. 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の史跡等における再現について （中略）</p> <p>(4) 「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の再現に必要な手順等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「復元」に合致しない再現については、遺跡全体を理解しやすくするため、再現の目的・効果を整理し、再現後の歴史的建造物の具体的かつ効果的な利活用方法を検討し、それに応じてどのように歴史的建造物が再現されるか整理しておくことが重要である。○ 一つの再現案に拠らず、多様な再現案を丁寧に検証することが必要である。○ 再現に向けて様々な資料整理がなされるにも関わらず、その資料を公表等するルールが徹底されていないため、再現のために収集した史資料や検討プロセスを記録に残し、公表することが必要であ
--

る。

このため、以下の手順を踏むことが必要である。

【手順】

- 様々な整備手法のうち、歴史的建造物を再現することが史跡等の本質的価値の理解促進や史跡等の保存・活用の推進に最も資すると明らかにすること
 - 史資料を十分に検討のうえ、以下の記載事項を盛り込んだ史跡等全体の保存活用計画・史跡等全体の整備計画を策定すること
 - ① 再現の目的・効果
 - ② 再現後の具体的な利活用方法
 - ③ 再現が史跡等の本質的価値の理解促進や史跡全体の保存・活用の推進に寄与すること
 - ④ 具体的な再現案
 - 歴史的建造物の再現案を多角的に検討できる体制・実施体制を整備すること
 - 往時の意匠・構造等や工法・技法を検証し、それを採用しない部分について、史跡等の価値の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること
 - 再現に当たって史資料を収集するほか、検討プロセスについて記録に残し、公表すること
- また、以下事項について留意することが必要である。

【留意事項】

- 史跡等における歴史的建造物の再現に当たっては、史跡等の保存・活用との関係で、その効果を実際に理解してもらえるものでなければならない。
 - 再現後も継続的に再現の効果を検証することが必要である。
 - 往時の姿が不明確な部分等については、その旨を明示するとともに、再現に当たって採用した意匠・形態についての経緯・考証を明示すること。
 - 史跡等の本質的価値の理解促進等を阻害するような、往時の機能からあまりにもかけ離れた便益機能を付加する場合は、本丸などの中心機能・史跡等の象徴的空間を避けること。
- ※「復元」においても、上記手順や留意事項に配慮することが必要である。

5-5-3 通路・広場に関すること

(1) 本丸広場整備

保存整備の基本方針として、復元整備については、対象時期を「原則幕末から廃城までとする」こととしている。このため、明治時代前期に公園の施設として築造され、昭和に時代に改修された池については、当面埋め戻すこととし、往時は本丸御殿（伏見御殿）が所在していた場所であることを周知する方法を検討する。（表8事業スケジュール 3-4, 3-5）

(2) 見学者動線・通路整備

史跡福山城跡の動線を考えるにあたって、来訪者が“史跡の価値を理解でき体感できる場

5. 整備基本計画

所”を整理し、これらを周遊するモデルコースを設定する。主な場所は下記のとおりとする。

史跡の範囲を含む都市公園となっている「福山城公園」を中心とした、「史跡エリア」「本丸地区」「二之丸地区」「歴史的建造物地区」「福寿会館地区」と「城郭エリア」(94P)のうち「三之丸東地区」「三之丸西地区」「内堀地区」を対象としたコース設定とする。

なお、福山城に関わる遺構については、上記地区以外の市街地にもその痕跡が残されており、一部は復元展示やサイン表示を行うなど、その保存と周知に努めている。福山城全体の価値を理解するうえで重要な要素ではあるが、本計画では史跡指定範囲を中心とした動線を計画する。(表8事業スケジュール 3-1, 3-6)

現在スロープとなっている筋鉄御門上り坂、1893年(明治26年)頃に封鎖された御台所門及び上り坂、二之丸北側米蔵跡、二之丸東側の段差解消などについては、発掘調査や文献、絵図等により、旧状を確認した上で、復元・復元的整備を検討する。なお、遊具についても取り扱いを検討する。(表8事業スケジュール 3-2, 3-3, 3-4, 3-7, 4-7)

●伏見櫓

史跡福山城跡を代表する現存歴史的建造物である。伏見城のものと確認される全国で唯一の遺構である。国重要文化財。

●筋鉄御門

伏見櫓と同じく史跡福山城跡に現存する歴史的建造物である。伏見城からの移築ともいわれるが不明。本丸の正面を守る初期型の枳形櫓門である。国重要文化財。

●鐘櫓

史跡福山城跡に現存する二階建ての歴史的建造物である。上階に鐘をつり、城下や近隣集落に時の鐘を告げるとともに、緊急時に武士を招集する太鼓も合わせ備えていた。市重要文化財。

●天守(福山城博物館)

1945年(昭和20年)の空襲で焼失した天守を1966年(昭和41年)の市制50周年記念事業として復興したものである。5層6階の層塔型で付櫓が取り付く天守をほぼ再現している。内部は福山城や福山市の歴史を紹介する博物館となっている。

●二之丸南面石垣

全長100m、高さ12mの圧倒的なスケールの高石垣。城の正面にあるこの高石垣は城下からも一際目立つ存在であった。JR福山駅から福山城口に出るとまず目に飛び込むこの大迫力は最初の魅力ある場所である。

●二之丸南側曲輪

二之丸南面石垣の上にある本丸を囲む帯曲輪。伏見櫓・筋鉄御門・御湯殿・月見櫓を臨む景色は迫力がある。

●二之丸西側上段曲輪

「打込接」の美しい本丸西側石垣が続く、緑豊かな落ち着いた静かな空間である。

●広島県立歴史博物館・ふくやま美術館

城域の西側，三之丸の地に整備された「ミュージアムゾーン」。広島県立歴史博物館は、「草戸千軒町遺跡出土品（国の重要文化財）」を中心に瀬戸内地方の交通・交易や民衆生活に関する資料などを展示している。ふくやま美術館は，福山市広域圏・瀬戸内圏にゆかりのある作家を中心に，日本の近・現代美術，ヨーロッパ近現代の美術品を収めている。

現在の福山城公園には東西南北に公園入口がある。これらの中から交通のアクセスを考慮し，見学者動線を検討する。（図 67）

【コース案】

コース案として，見学用の動線はJR福山駅北側の福山城口を起点とし，「西回りコース」と「東回りコース」の二つのモデルコースを想定する。動線は歩行者を基本とした利用動線で，前述した魅力ある場所を周遊し，史跡福山城跡の価値を理解し体験できる内容とする。なお，モデルコースは建造物の復元や遺構の表示などの整備の段階に応じて設定する。

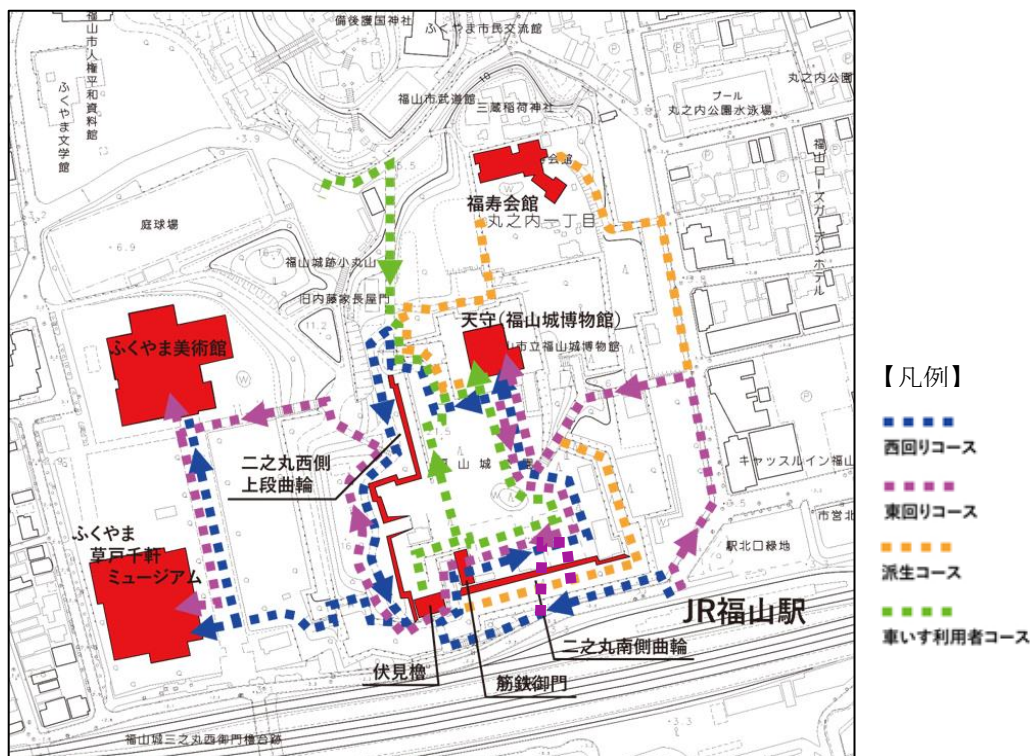


図 67 見学者動線計画

(3) 管理用動線

史跡指定地内の維持管理作業においては，公園管理作業も含め車両の乗り入れが必要となる。現在，史跡指定地内への車両の通行が可能なコースは下記のとおりである。

基本的には車両の通行を想定した通路の整備をしていないため，重量車両の通行は遺構や舗装設備に影響を及ぼす恐れがあり，注意が必要である。（表8事業スケジュール 3-1, 3-6）

5. 整備基本計画

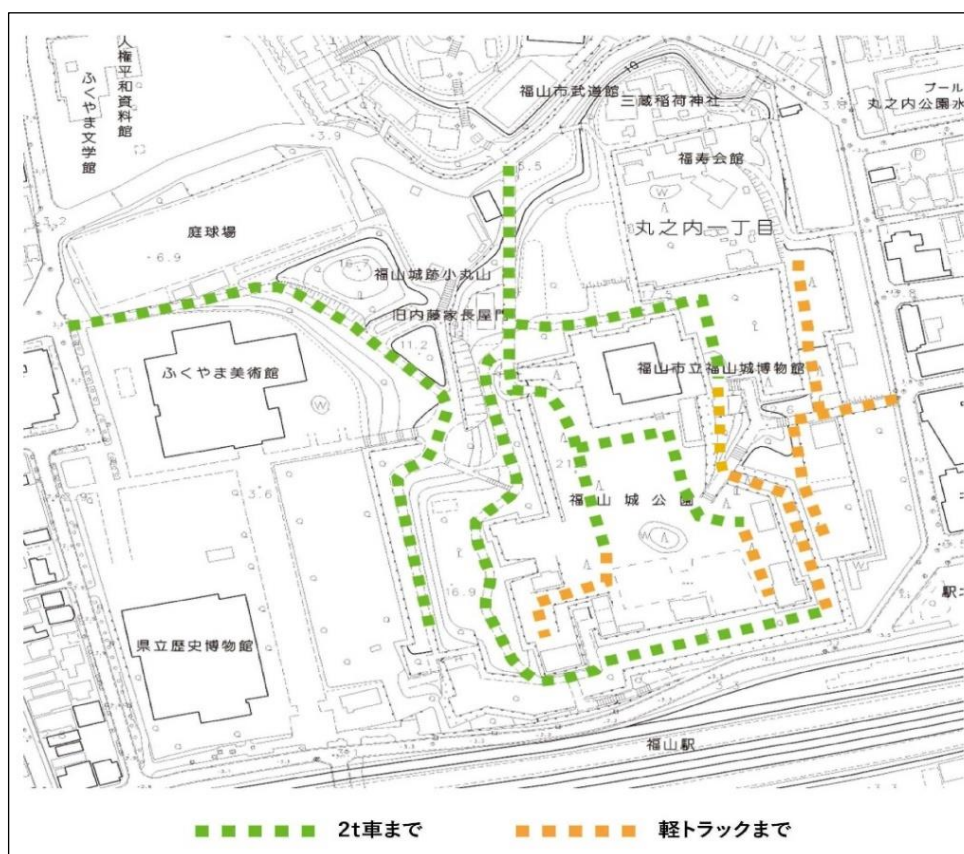


図 68 管理用車両の動線

(4) バリアフリー化

これから迎える超高齢化社会において、動線上、誰にもやさしいバリアフリー化は必要である。

身体の不自由な方や高齢者に対する動線については、本史跡が城郭という特性（戦略上容易に移動しにくい。平山城という高低差のある地形など）もありバリアフリー化は遅れている。現在、本丸まで車いすで入れる動線は、二之丸北側の管理用道路からの「北登城路」だけで、下からの比高は約 14mあり斜度は約 9%を測るうえ、延長距離は約 130mにもなる。

このため、身体の不自由な方や高齢者が、容易に場内を移動できるよう園路整備や、グリーンスローモビリティを活用した見学路の設定を検討する。

現在、福山城口から本丸内まで土地への影響が少なく環境にも優しい「グリーンスローモビリティ」を民間運営により導入している(図 69)。

また、福山城博物館内にエレベーターを設置することとしており、本丸広場から博物館入口までの動線についても、史跡の保護や景観保全に配慮しながら、バリアフリー化を進める。

史跡内での“バリアフリー化”と“文化財保護”の両立については、文化庁をはじめ関係機関や専門家と十分協議し、すべての方に優しい史跡整備を目指す。

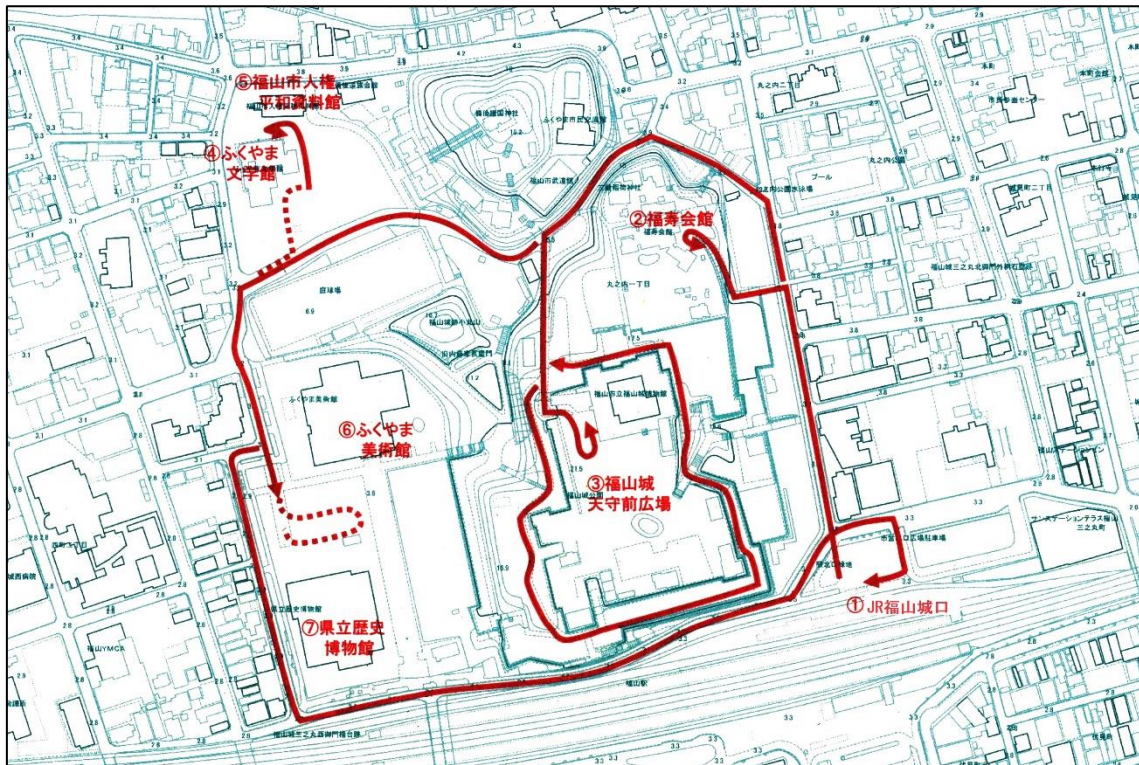


図 69 福山城公園周遊グリーンスローモビリティ運行経路

* バリアフリー化：身体の不自由な方や高齢者が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くこと。

* グリーンスローモビリティ：時速 20Km未満で公道上进行する 4 人乗り以上の電気自動車。

5-5-4 史跡全体に関すること

(1) 盛土・切土の考え方と遺構保存

史跡の範囲内における地形の改変については、『史跡福山城跡保存活用計画』に示した史跡の現状変更の取扱い基準において原則的に認めないこととしている。史跡福山城跡は、特に北部山塊から伸びる舌状丘陵地先端部を造成し、三段からなる縄張を構成した「地形」が史跡の本質的価値を構成する重要な要素であることより、この地形を改変することは認められず、整備事業においてもその考え方を基本とする。ただし、表出している遺構や地下遺構等を保護することを目的とした整備については、発掘調査等の成果に基づき、遺構面等に対して一定の厚さの被覆土を盛ることを可能とする。また、切土については地下遺構を損なう恐れがあることより出来る限り行わない。ただし、後世において盛土され造成された地形を旧形に復する目的で土砂の除去を行う場合、発掘調査等の成果をもとに必要最小限の範囲にて掘削を行うものとする。

5. 整備基本計画

(2) 排水対策

本史跡は城郭という遺跡の特性上、階段状に築かれた平坦面（曲輪）が多い。そのため、降雨による表流水が平坦面の低部に集中し、“水みち”が出来て表層の浸食が見られる。同じ場所への表流水の集中は、石垣の裏込めの目詰まりを起し、築石の孕み出しや天端石の陥没の原因となっている。史跡福山城跡にとってその価値を表す最も重要な構成要素である“石垣”を保護するため、史跡内における集排水対策は喫緊の課題である。史跡福山城跡の公園整備は古く、廃城後より行われてきている。しかし、これまでに暗渠等の地下排水施設がどのような整備が行われてきたか、すべての記録が残されている訳ではない。老朽化により機能していないものも多いと考えられる。

これらのことより、排水の現況を調査し、史跡全体の排水対策を検討する。また、来訪者の通行の安全を確保するとともに表土の流失や表流水による浸食を防止するため、機能の整った園路の整備を進める。(表8事業スケジュール 4-9))

(3) 樹木整備に関すること

史跡福山城跡における修景及び植栽については、同史跡が都市公園法にいう総合公園であることより、日常の維持管理業務を適切に実施している。

現況としては公園としての需要の高いサクラなど観賞用園芸品種やマツが多く見られ、春にはサクラの名所として長年市民に親しまれている。しかし、これら樹木は、石垣等、史跡の保護に影響を及ぼす可能性がある。特に石垣天端近くに植えられた樹木は、根茎が石垣を裏から押し出す等、孕み出しの原因となる。

また、枯死し伐採されたものはいずれ腐朽し被覆土上面に不陸を生じさせ石垣の天端石を陥没させてしまい下半の孕み出しを誘引するとともに、崩落の危険も考えられる。

さらに、大きくなりすぎた樹木については、倒木や接触により、歴史的建造物等に損壊等を与える恐れや地下遺構への影響がある。石垣天端近くでの倒木は直接的な被害だけでなく間接的にも浸透水の増加や表流水の集中などで石垣の崩壊も懸念される。このように、史跡の保護や景観に影響がある樹木については、早い段階で伐採や剪定などの処置を施す。

また、遺構への影響が考えられる伐根については、必要最小限の範囲で文化財専門職員の立ち会いのもと行い、必要に応じて発掘調査・記録作成・遺物採集等を実施する。

樹木整備については、「福山城公園（史跡福山城跡）樹木整備計画」を策定し、2018年度（平成30年度）より順次整備を実施している。なお、サクラ整備については関係課と連携して整備方法を検討する。

史跡指定地内での植生管理については、当該地は史跡であるとともに都市公園として市民の憩いの場であることから、既存植物の管理や新規植樹については、史跡としての修景と公園としての機能の両面から検討し、適切な管理に努める。(表8事業スケジュール 4-3, 4-4)

(4) 遺跡の表現に関すること

遺跡の表現は、当該史跡に対する正しい理解を促すため、潜在化して見えにくくなった史跡の本質的価値を目に見える形でわかりやすく顕在化することである。そのため「遺跡空間の表現」「遺構の表現」「解説・展示」の3つの考え方で表現する。

① 遺跡空間の表現

「遺跡空間」とは、当該史跡等がかつてその役割・機能を存続させていたある時代の空間のことである。福山城跡の場合、城郭としての本来の意味からすれば築城された当時とその後の福山藩の政庁として地域統治の中心として機能した時期をさす。明治維新を迎え廃城となった後、取り壊しや戦災で多くの歴史的建造物や石垣が失われたものの、市民の力で奇跡的にも今日まで現存する歴史的建造物や石垣などの遺構が守られ、また、天守をはじめとして新たに建造物が復興されてきた。福山城は都市のランドマークであるとともに、市民にとって郷土の誇りとしてその時々々の価値が見いだされてきた経緯がある。

今回の整備事業で行う「遺跡空間の表現」は、福山城が築城されて約400年の中でどの時期とするのかということであるが、文献資料や古写真を手掛かりに、原則として幕末(嘉永6年(1853年)～明治元年(1868年))から明治維新後の廃藩置県による廃城(1873年(明治6年)までの姿を設定する。

福山城が機能していた当時、この地域に所在していたすべての諸要素は、現在明らかにされている情報だけではまだまだ不明な部分が多い。しかし、本計画の対象範囲である史跡指定地は、これまでの史料調査や発掘調査の成果をもとに「遺跡空間の表現」を行うこととする。史跡指定地の範囲内における本質的価値を構成する主な諸要素は、地形(本丸・二之丸などの城郭として構成された地形、縄張)、石垣(天守台、天守曲輪石垣、本丸の内周及び外周石垣、二之丸外周石垣)、切岸・上水施設(三蔵稻荷神社北側)、歴史的建造物(伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓)、工作物(井戸・棗木門跡礎石)、地下遺構(消失建造物等)、遺物である。

「遺跡空間の表現」をするには「地形復元」「空間の利用形態の表現」「植生復元」の考え方があがあるが、本事業で整備を行う範囲が城郭であることより、「歴史的建造物の復元」と「地形復元」をもって行うことを基本とする。なお、消失建造物については建物の復元とともに遺構の表示を行うこととし、次の「遺構の表現」の項において説明する。

② 遺構の表現

史跡福山城跡の整備において表現の対象とする遺構は、石垣や切岸などの表出遺構と、今は失われ地下に埋蔵された構造物の跡である。表現の手法については「遺構展示」「遺構表示」「復元展示」の3つに分けられる。

「遺構展示」は、出土した遺構の状態を実体的に示すものであるため、発見時の迫力と遺構の遺存状態を伝える効果があるとされる。福山城跡の場合は表出遺構である“石垣”の展示がそれにあたる。遺構の実物を露出しての展示であるため、遺構自身の保存に対する安全

5. 整備基本計画

性の確保が必要である。史跡福山城跡の石垣の場合はその多くが 400 年間露出した状態であったことより、これからも露出展示するためにも現況把握と適切な保存対策が必要である。そのため石垣カルテの作成や必要に応じて内部構造調査とその結果に基づく修復工事の実施を行っていく。(表8事業スケジュール 1-1, 1-6)

「遺構表示」は、遺構の規模・配置・形態・性質等に関する情報を模式的に示すもので、遺構の意味を伝える効果を有する。史跡福山城跡の消失した構造物等の遺構としては、各櫓跡や本丸御殿跡、各門跡、五千石蔵跡、各番所跡などである。これらのうち指図などの史料により平面構造がわかる本丸御殿跡については、一部その礎石が表出しているが、その他の遺構については地下に遺存している可能性がある。これら遺構の平面表示を行うことにより、本丸内での土地利用の在り方を明示する。また、御殿のスケールの大きさを体感できるようにすることで、史跡の本質的価値の顕在化を図る。なお、平面表示を行うにあたっては、発掘調査を実施し、指図等文献史料との検証を行ったうえでその成果に基づき実施する。

「復元展示」は、発掘調査の成果を基礎としつつ、史資料、古写真等の調査研究の結果を検討することにより、遺構に含まれている情報を再編し、消失した歴史的建造物等の全体または一部の構造を復元的に示すものである。これについては前述した「5-5-2 建造物の復元・修復・改修に関すること」の「(5) 神辺一番櫓・東坂三階櫓・多聞櫓(伏見櫓～筋鉄御門間・本丸東側)の復元・復元的整備(第2期)」において、その具体的内容を示している。

(表8事業スケジュール 2-9, 2-11, 2-12)

③ 解説・展示

「解説・展示」の手法には、野外において体系的な解説を行うための「野外解説施設」と、現地の景観とともに史跡の立地等のほか往時の姿を模型によって伝える「野外展示施設」の2種類がある。

「野外解説施設」は、整備された史跡について、野外において文字・図版・写真等の解説を加えることで、「ガイドランス施設」等における展示やガイドブック等により提供される情報と一体となって、当該史跡に関する情報を体系的に提供し、理解してもらうための手法で、「サイン」と呼ばれている。サインは「福山城」という主題のもと、統一されたシリーズ性のあるデザインで整備されることは、地域のアイデンティティを構築し表現するためにも大切なことである。そのため既にデザイン化された市販のサインを用いるのではなく、独自のデザインや言語表示を検討する。

史跡福山城跡及び周辺部も含めた福山城公園には既に多くのサインが設置されている。しかし、設置者が様々であることより、そのデザインも様々である。利用者の側からすれば、サイン相互の連携があるのかどうかかわからず、サイン自身の信頼性が低下する。これらの理由から、史跡福山城跡におけるサイン整備については、総合的なサイン計画を策定した上で統一的なデザインによる情報の発信を行うこととする。しかし、範囲内のサインを一度に入れ替えることは難しいため、それぞれのサインの耐用年数が過ぎ更新を迎えた段階で新た

なサイン計画の仕様に従った整備を進めていくものとする。(表8事業スケジュール 4-6)

サインに使用する素材は、躯体と板面に分けられる。躯体については、上述したように福山城としてのオリジナル性あるデザインを表現できるとともに耐久性・耐候性のある素材が求められる。具体的な素材はそのデザインとも関わるので設計時に十分検討することとする。板面の素材については、整備後の維持管理に多額の費用をかけられないことも想定し、当初よりメンテナンスフリーな素材を使用する。

史跡福山城跡においては、ガイダンス施設となる「福山市立福山城博物館」の展示内容についても改修検討中である。そのため新しい展示内容との整合性・必要性を検討したうえで計画することとする。

(5) 管理施設及び便益施設に関すること

管理施設及び便益施設は、史跡の適切な活用を進めるうえで必要な施設で、管理施設には水道施設、照明施設、電気施設のほか維持管理作業のための管理棟や倉庫などがある。

また便益施設は休憩施設、トイレ、ベンチ、駐車場、水飲み、緑陰など史跡の利用者の利便を図るための施設である。これらの施設は、「管理・運営」「公開・活用」として来訪者が史跡を快適に見学するために必要な施設である。

ただし、これら施設は史跡を構成する枢要の諸要素ではないので、その設置場所及びデザインには十分な配慮が必要となる。また埋設管や暗渠、建物の基礎構造物といった地下に設置する設備については、地下遺構に影響を与えないよう十分注意する必要がある。

① 休憩施設

現在、史跡指定範囲内には休憩施設の設置は無い。広い史跡内において休憩できるスペースが無いことは利用者にとって不便である。今後は史跡としての景観保全に配慮した休憩施設の設置も検討する必要がある。

休憩施設は、史跡としての景観に影響を与えないよう、史跡空間に調和したものとする。例えば復元的整備を検討している建造物（神辺一番櫓・東坂三階櫓・多聞櫓・筋鉄御門東側に接する番所）などの活用も検討する。



図 70 解説板



図 71 案内板

5. 整備基本計画

② トイレ

現在、史跡指定地内に設置されたトイレは、事務所として利用されている本丸東側多聞櫓と月見櫓及び御湯殿内に設置されている。ただし、月見櫓と御湯殿については貸館の利用がある場合のみ使用可能となっている。

また、史跡指定地外に、北側登城通路沿いと東側登城通路入口、及び小丸山北側駐車場内にそれぞれトイレが設置されている。

史跡指定地内でのトイレの設置については、排水設備の埋設など地下遺構に影響を及ぼす恐れもあり、出来る限り最小限に留めておくこととする。

現在の利用状況や他所の類例を調査・検討した上で、新規に設置する場合は、休憩施設同様に復元的建物の整備を行う中で併設する。

③ 駐車場

史跡指定地内における駐車場の設置は原則認められていない。条件付きで「史跡等活用専用駐車場」として必要最小限の規模で例外的に認められることがあるが、史跡福山城跡については該当しないと考えられる。よって史跡の範囲外において、駐車場の整備を検討する。

史跡の利用にあたっては、JR福山駅に隣接しているという利便性から、公共交通機関の利用を推奨する。

車両を利用する場合は、ふくやま美術館及びふくやま文学館の駐車場や近隣の民間駐車場の利用を促す。

観光バスについては、現在小丸山北側駐車場を利用している。市内外から訪れるより多くの観光客に対応するためには、この駐車場の活用を含め、史跡周辺において安全で利用しやすい適地を検討する。

④ 道路

史跡に近接する周辺道路については、史跡外であっても、路面の仕様や色調など、関係部局で協議しながら景観に配慮したものにする。



図 72 隅櫓を模した休息施設の例（勝竜寺城公園）

⑤ 照明設備

照明の機能については、主に「明視照明」と「修景照明」に分けられる。「明視照明」は、通行の安全、治安維持を目的に、園路等に極端な暗部ができないように設置する照明である。施設の出入口付近や園路など必要な場所に設置する。「修景照明」は芝生や樹木、建造物等の特定の対象物を定めて照らし、景観をより美しく演出するための照明である。史跡等の整備においては、建造物や庭園等をより引き立たせるために設置される。

史跡福山城跡においても、「明視照明」「修景照明」ともに既に設置されている。史跡福山城跡は都市公園としても利用されており、夜間も22時まで開放されていることより「明視照明」としての外灯が設置されている。また、JR福山駅方向からの眺望を演出するための「修景照明」として伏見櫓・天守・御湯殿・月見櫓のライトアップが行われている。

これら照明設備は、その耐用年数に応じて順次更新が行われているが、今後更新に際しては史跡内であることを考慮し、昼間の景観に支障を来さないよう規模・デザイン・彩色・配置に十分配慮することとする。また、「修景照明」としてのライトアップ設備についても機材の更新と新たな演出を2019年度(令和元年度)から実施しているが、機材の設置については史跡の現状変更の届出が必要となる。これらについては文化財保護法及び『史跡福山城跡保存活用計画』に定める「現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準」(第VI章第3節)に従いその設置方法や規模など文化庁との協議のもと施工する。**(表8事業スケジュール4-2)**

⑥ 防犯・防火設備

史跡福山城跡については、広い指定地を有し樹木等も多く死角となりやすい場所もある。また夜間の開放もおこなわれていることより防犯設備についても今後検討する必要がある。防犯設備には設備機器による威嚇効果を期待する装置と、異常を感知した際に管理者に通報する装置がある。前者は監視カメラや侵入感知センサーによる警告する設備で、後者は閉館・閉園後の侵入や無人施設への侵入について管理者に通報する設備である。福山城博物館や事務所などには後者のような機械警備システムが導入されているが、歴史的建造物である伏見櫓や筋鉄御門についてはこのような設備は設置されていない。自動火災報知設備等の火災に関する設備は法令上設置されているが、侵入者への対応はされていない。火災に至る前段階での予防の必要性から侵入者に対する対応についても検討していく。

5. 整備基本計画

(6) ライフラインに関すること

ライフラインとは、「電線、通信線、ガス管、上水道管、下水道管等」といった生活行為上必要な施設・設備であり、史跡の管理・活用においても不可欠な要素である。史跡内においては、遺構の保存・保護を踏まえ適正に設置する必要がある。

5. 整備基本計画

① 上下水道設備

水道設備については、トイレ及び水飲み等の便益施設に必要なものであるほか、史跡における清掃及び植栽のための散水等維持管理業務にも必要な設備である。同時に雨水及び汚水の排水設備についても考慮する必要がある。また、歴史的建造物や復興建造物に対しての消火設備にも水道設備は必要である。現在、史跡指定地内における消防法上必要な消火設備や管理施設に必要な水道設備については既に設置されているが、今後、復元・復元的整備を予定している建造物等の新規施設における水利用については、既存の設備の利用状況を検証したうえで必要に応じて整備するものとする。ただし、給排水管については暗渠とすることが想定されることより、施工に関しては地下遺構に影響の無いよう十分注意することとする。(表8事業スケジュール 4-1)

② 電気設備

照明以外の電気設備としては、屋外電源の設置がある。公開・活用の事業においてイベント等の実施も考えられる。開催時だけの仮設電源の設置で対応できなくもないが、様々なシーンでの利用に対応できるフレキシブルな常設の屋外電源を設けることは必要と考えられる。電気の容量については、想定される使用量に対し余裕を持った容量を当初から設定しておくことが望ましい。配線についても、現在の設備では一部地上に配線されているところであるが、史跡としての景観を考慮し阻害要因である電線の地中化と電柱の撤去を進める。(表8事業スケジュール 4-1)

また受変電設備も必要となる。既設の変電設備についても今後の照明設備の更新や仮設電源などへの配電に対応した規模としなければならないが、設備の増設にあたっては地下遺構への影響と史跡としての景観への影響が無いよう規模や設置場所等に配慮する必要がある。

③ ガス設備

ガス設備は、管理施設及び便益施設の給湯と暖房に使われている。ガスは地下配管で供給されるため、設備の設置にあたっては地下遺構や史跡景観への影響が無いよう規模や設置方法等に配慮する必要がある。(表8事業スケジュール 4-1)

5-6 公開・活用及びそのための施設に関すること

5-6-1 福山城博物館の位置づけと機能

「福山市立福山城博物館」は、史跡福山城跡のガイダンス施設としての位置づけを基本とし、建物の耐震補強工事の実施とともに展示内容の刷新を図るべくリニューアル(改修)工事の計画を進めている。計画の具体化において史跡整備との整合性を図りながら進めていくこととし、「伝えたい『福山城の価値』をわかりやすく、印象的に伝え、未来へ活かす」ことを目的に、「福山城とその時代」に特化した展示内容とすることとする。そのため下記

の価値の顕在化を行い、広く伝えることを目指す。(表8事業スケジュール 2-1)

(1) 城郭建築的価値＝日本城郭の最高到達点

日本の城郭建築の最終段階に出現した泰平の世の永続を支える巨大城郭。現存する建築遺構の希少性・貴重性。

(2) 歴史的価値＝都市「福山」の出発点

芦田川河口付近の芦原を造成し、城を中心としたゼロからのまちづくり。それは現在の福山の基盤となっている。

(3) 現代的価値＝文化・観光資源としての魅力

博物館の貴重な所蔵文化財の活用による市民に対する福山城の価値の発見・感動。天守を活用したコンベンション機能による国内外の観光客に対する新たな体験・交流。

現在の福山城博物館は、福山城に関する展示の他に草戸千軒町遺跡や松永塩田など近世以前や製塩業に関わる展示なども行われている。今回のリニューアル(改修)では、福山城に関する内容を中心に展示を構成することとし、福山を中心とした地域全体の歴史文化の展示については、市内各所の歴史文化系施設と連携しながらそれぞれの館が特色を活かした展示を行うことで役割を分担した博物館活動を展開していくこととする。

5-6-2 伏見櫓・筋鉄御門・鐘櫓の公開・活用

「伏見櫓」及び「筋鉄御門」は、文化財保護のため現在は11月3日(文化の日)の1日に限り一般公開を行っている。「鐘櫓」は、現在内部は非公開である。

伏見櫓及び筋鉄御門の本格的な公開・活用にあたっては、近年になって経年劣化による漆喰壁の剥落や葺瓦の欠損等が目立つようになってきたため、建物の詳細な現況調査を行なった上で修理計画を立てる必要がある。

また、これらの建物には現在、管理人配置場所などの管理施設や、来館者が建物内に入る前の靴脱ぎ場・荷物置場などの利便施設が無い。今後、多聞櫓の復元や管理及び公開・活用施設等の設置を検討する中で、本格的な公開・活用を図る。(表8事業スケジュール 2-9)

なお、伏見櫓、筋鉄御門の国宝化に向け、各種調査を実施する。(表8事業スケジュール 2-7)

5. 整備基本計画

5-6-3 月見櫓・鏡櫓・御湯殿の公開・活用

復興・復元建造物である「月見櫓」と「御湯殿」が貸館として、また「鏡櫓」は福山に関する文書・記録等を整理保存する施設(福山城博物館附属文書館)として一般開放され多くの市民に利用されている。

今後は建設から50年余りが経過した建造物であることから、耐震工事を行い、広く公開・活用を続けていくこととする。また、天守(福山城博物館)のリニューアルとも連携し、民

5. 整備基本計画

間活力の導入も視野に入れながら、新たな活用方法の展開も検討する。

5-6-4 その他の施設の公開・活用

福山城と直接関わるものではないが、二之丸北側の城米蔵（五千石蔵）のあった場所に、昭和初期に海産物商として財を成した「安部和助」の別荘として建てられた「福寿会館」があり、和式の本館や洋館など6棟からなる。

現在は、貸館として一般開放されており広く市民に活用されている。「福寿会館」の活用については、前述した「月見櫓」「御湯殿」と同じく、福山城博物館のリニューアルを契機として福山城内施設全体での利用の在り方や活性化策を再考する。

5-7 管理・運営に関すること

5-7-1 管理運営に関する組織体制

現在史跡指定地は、関係部局が連携を図りながら管理を行っている。今後、庁内関係部局との連携をさらに緊密にし、福山市の歴史文化のシンボルとしてより良い維持管理を目指す。

将来的には、史跡福山城跡を含めた福山城公園の新たな活用に向けて、福山城公園の管理・運営と保存整備、魅力向上などハード・ソフト面を総合的に統括できる組織を検討する。

5-7-2 管理運営の対象と内容

(1) 植生管理

植生管理については、本計画で位置付けた植栽の考え方を踏まえ、史跡を表現する重要な要素と、公園の良好な景観を形成する要素としての両面から、適切な植生管理が行えるよう関係部局が連携を図りながら進めていく。また、枯損木の伐採、修景としての枯枝剪定や整枝、阻害要素の遮蔽などを目的とした樹高管理、実生の除去、後継木の育成と植栽を実施する。

定期的に樹木の生育状況について調査を実施し、樹木が伸長して来観者や遺構及び景観に影響を与える場合は整枝剪定を行い、遺構及び遺構表示した箇所に実生で生えた樹木については伐採、あるいは可能な場合は移植を行う。

(2) モニタリング（調査）と維持管理

自然や人為を要因とした遺構の破損や劣化等のモニタリングを行い、破損や劣化の状況に応じて補修を実施し、良好な状態の維持に努める。維持管理には定期的なメンテナンスが不可欠なものもあり、予算確保が必要となる。民間活力の活用などの手法も視野に入れながら、整備の設計時にはインシヤルコストとランニングコスト（建設費等の初期投資、維持管理費）を算出し、その比較の中で整備の仕様や詳細を検討する。

(3) 災害対策

福山城公園は、福山市防災計画で避難場所及び広域避難場所として定めており、マンホールトイレなどの災害対策設備の整備が予定されている。

有事の際における機能や役割分担などの対策や管理等については関係部局と日ごろから十分協議を行っておく。

(4) 公開・活用上の管理

史跡の公開活用に関しては、民間団体の活力を効果的に取り入れられるよう、積極的に協働する。また、日常管理の清掃作業等については、学校や地域住民の理解と協力のもと、活動を行うことで市民が史跡を身近に感じ、愛着を深めることにもつながることから『住民参加型』の管理手法も検討する。

5. 整備基本計画